

火気設備等指導指針

(その1)

条例基準	細則	準用																																																												
		ふろがま	温風暖房機	厨房設備	ボイラー	ストーブ	壁付暖炉	乾燥設備	サウナ設備	簡易湯沸設備	給湯湯沸設備	H P 冷暖房機																																																		
第 3 条 炉の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。																																																														
(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から次のア及びイに掲げる距離のうち、火災予防上安全な距離として消防長が認める距離以上の距離を保つこと。 ア 別表第3の炉の項に掲げる距離 イ 対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準（平成14年消防庁告示第1号）により得られる距離 ※ 別表第3（抜粋）		○	○	○	○	○		○		○	○	○																																																		
<table><tr><th colspan="3" rowspan="2">種類</th><th colspan="5">離隔距離(cm)</th></tr><tr><th>入力</th><th>上方</th><th>側方</th><th>前方</th><th>後方</th></tr><tr><td rowspan="6">炉</td><td rowspan="3">開放炉</td><td>使用温度が800℃以上のもの</td><td>—</td><td>250</td><td>200</td><td>300</td><td>200</td></tr><tr><td>使用温度が300℃以上800℃未満のもの</td><td>—</td><td>150</td><td>150</td><td>200</td><td>150</td></tr><tr><td>使用温度が300℃未満のもの</td><td>—</td><td>100</td><td>100</td><td>100</td><td>100</td></tr><tr><td rowspan="3">開放炉以外</td><td>使用温度が800℃以上のもの</td><td>—</td><td>250</td><td>200</td><td>300</td><td>200</td></tr><tr><td>使用温度が300℃以上800℃未満のもの</td><td>—</td><td>150</td><td>100</td><td>200</td><td>100</td></tr><tr><td>使用温度が300℃未満のもの</td><td>—</td><td>100</td><td>50</td><td>100</td><td>50</td></tr></table>		種類			離隔距離(cm)					入力	上方	側方	前方	後方	炉	開放炉	使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300	200	使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	150	200	150	使用温度が300℃未満のもの	—	100	100	100	100	開放炉以外	使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300	200	使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	100	200	100	使用温度が300℃未満のもの	—	100	50	100	50									
種類					離隔距離(cm)																																																									
			入力	上方	側方	前方	後方																																																							
炉	開放炉	使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300	200																																																							
		使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	150	200	150																																																							
		使用温度が300℃未満のもの	—	100	100	100	100																																																							
	開放炉以外	使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300	200																																																							
		使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	100	200	100																																																							
		使用温度が300℃未満のもの	—	100	50	100	50																																																							
(2) 可燃物が落下し、又は接触するおそれのない位置に設けること。	1 「火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合」の取扱い又は、次によること。 不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分の構造が耐火構造であって、間柱、下地その他主要な部分を準不燃材料で造ったものである場合又は当該建築物等の部分の構造が耐火構造以外の構造であって、間柱、下地その他主要な部分を不燃材料で造ったもの ・不燃材料：建基法第2条第9号に規定する不燃材料 ・建築物等：政令第5条第1項第1号に規定する建築物等 ・耐火構造：建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造 ・準不燃材料：建基令第1条第5号に規定する準不燃材料 ・間柱、下地その他主要な部分を不燃材料で造ったもの：有効に遮熱できるものに限る。 なお、「有効に仕上げをした建築物等の部分」とは、間柱又は下地が不燃材料以外の材料で造られている場合において、火気設備等の受熱される面の不燃材料以外の部分が室温35℃で100℃を超えないものをいう。 2 「消防長が認める距離」の取扱い又は、火災予防規則第10条によること。 ※ ア、イのうちいずれか短い距離 3 別表第3に掲げる基準の適用を受けない液体燃料又は気体燃料を使用する火気使用設備で、第三者機関が行う評定又は認証によりその離隔距離が確認されたものは、「対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準（平成14年消防庁告示第1号）」に適合しているものとして取り扱うこと。 なお、これらのものには、次に掲げる表示がなされていること。 (1) 気体燃料を使用するもの <table><tr><td rowspan="10"></td><td colspan="4">ガス機器防火性能評定品</td></tr><tr><td colspan="4">可燃物からの離隔距離 (cm)</td></tr><tr><td>上方</td><td>側方</td><td>前方</td><td>後方</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="4">財団法人 日本ガス機器検査協会</td></tr><tr><td colspan="4">ガス機器防火性能評定品</td></tr><tr><td colspan="4">可燃物からの離隔距離 (cm)</td></tr><tr><td rowspan="2">本体</td><td>上方</td><td>側方</td><td>前方</td><td>後方</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">周囲</td><td>上方</td><td>側方</td><td>前方</td><td>後方</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="4">財団法人 日本ガス機器検査協会</td></tr></table>		ガス機器防火性能評定品				可燃物からの離隔距離 (cm)				上方	側方	前方	後方					財団法人 日本ガス機器検査協会				ガス機器防火性能評定品				可燃物からの離隔距離 (cm)				本体	上方	側方	前方	後方					周囲	上方	側方	前方	後方					財団法人 日本ガス機器検査協会				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	ガス機器防火性能評定品																																																													
	可燃物からの離隔距離 (cm)																																																													
	上方		側方	前方	後方																																																									
	財団法人 日本ガス機器検査協会																																																													
	ガス機器防火性能評定品																																																													
	可燃物からの離隔距離 (cm)																																																													
	本体		上方	側方	前方	後方																																																								
	周囲	上方	側方	前方	後方																																																									
財団法人 日本ガス機器検査協会																																																														

条例基準	細則	準用																																																																								
		ふろがま	温風暖房機	厨房設備	ボイラー	ストーブ	壁付暖炉	乾燥設備	サウナ設備	簡易湯沸設備	給湯湯沸設備	HP冷暖房機																																																														
	(2) 液体燃料を使用するもの  <table><tr><td colspan="5">石油燃焼機器防火性能認証</td></tr><tr><td colspan="5">可燃物からの離隔距離 (cm)</td></tr><tr><td>上方</td><td>側方</td><td>前方</td><td colspan="2">後方</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr><tr><td colspan="5">財団法人 日本燃焼機器検査協会</td></tr></table> <table><tr><td colspan="5">石油燃焼機器防火性能認証</td></tr><tr><td colspan="5">可燃物からの離隔距離 (cm)</td></tr><tr><td rowspan="2">本体 周囲</td><td>上方</td><td>側方</td><td>前方</td><td>後方</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">本体 上方 周囲</td><td>上方</td><td>側方</td><td>前方</td><td>後方</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="5">財団法人 日本燃焼機器検査協会</td></tr></table> 原則として、炉（火気使用設備）の周囲に可燃物を置かないこと。 やむを得ず炉（火気使用設備）の周囲に可燃物を置く場合は、次表に掲げる措置を講ずること。 <table><tr><td>屋 内 に 設 置 す る 炉</td><td>炉の周囲5m・上方10m以上の距離を保つこと。</td></tr><tr><td>屋外又は主要構造部分を不燃材料とした建築物の設 置 す る 炉</td><td>周囲3m・上方5m以上の距離を保つこと。（開口部のない不燃材料の外壁等に面する場合を除く。）</td></tr></table> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>	石油燃焼機器防火性能認証					可燃物からの離隔距離 (cm)					上方	側方	前方	後方							財団法人 日本燃焼機器検査協会					石油燃焼機器防火性能認証					可燃物からの離隔距離 (cm)					本体 周囲	上方	側方	前方	後方					本体 上方 周囲	上方	側方	前方	後方					財団法人 日本燃焼機器検査協会					屋 内 に 設 置 す る 炉	炉の周囲5m・上方10m以上の距離を保つこと。	屋外又は主要構造部分を不燃材料とした建築物の設 置 す る 炉	周囲3m・上方5m以上の距離を保つこと。（開口部のない不燃材料の外壁等に面する場合を除く。）											
石油燃焼機器防火性能認証																																																																										
可燃物からの離隔距離 (cm)																																																																										
上方	側方	前方	後方																																																																							
財団法人 日本燃焼機器検査協会																																																																										
石油燃焼機器防火性能認証																																																																										
可燃物からの離隔距離 (cm)																																																																										
本体 周囲	上方	側方	前方	後方																																																																						
本体 上方 周囲	上方	側方	前方	後方																																																																						
財団法人 日本燃焼機器検査協会																																																																										
屋 内 に 設 置 す る 炉	炉の周囲5m・上方10m以上の距離を保つこと。																																																																									
屋外又は主要構造部分を不燃材料とした建築物の設 置 す る 炉	周囲3m・上方5m以上の距離を保つこと。（開口部のない不燃材料の外壁等に面する場合を除く。）																																																																									
(3) 可燃性のガス又は蒸気が発生し、又は滞留するおそれのない位置に設けること。	1 周囲に可燃性ガス又は蒸気が発生していないこと。 2 「可燃性ガス」は、常温で気体の状態にある可燃性のものをいうこと。 (例) 都市ガス、プロパンガス、水素ガス等 3 「可燃性蒸気」は、可燃性の液体が気化したものをいうこと。 (例) ガソリン等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																															
(4) 階段、避難口等の付近で避難の支障となる位置に設けないこと。	水平距離で5m以上離すこと。ただし、専用の不燃区画又は個人の住居に設ける場合、設置に際し、避難に支障のない場合を除く。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																															

5	燃焼に必要な空気を取り入れることができ、かつ、有効な換気を行うことができる位置に設けること。	1 建基法第28条第3項、建基令第20条の3、「換気設備の構造方法を定める件（平成12年告示）」（旧「換気設備の衛生上有効な換気を確保するための構造」建設省告示（昭和45年第1826号））の規定に適合すること。 2 上記告示に定める規定の適用がない防火対象物等については、次に定める方法により、必要な空気取入れ及び排気口を設けること。 (1) 燃焼に必要な空気取入口の必要開口面積の算定は以下のとおりとすること。 ① 開口部を設け、燃焼に必要な空気（以下「燃焼空気」という。）を取り入れる場合の必要開口面積（算出された数値が200cm ² 未満の場合は200cm ² とする。） A＝V×a×1／α A：燃焼空気取入口の必要面積（単位：cm ² ） V：炉の最大消費熱量（単位：kW） a：1kW当たりの必要面積（cm ² ）で燃料種別に応じた数値（表1） α：ガラリ等の開口率で種別に応じた数値（表2）。ただし、ガラリ等を使用しない場合は1.0とする。 (表1) <table><tr><th>燃料種別</th><th>a</th></tr><tr><td>気体</td><td>8.6</td></tr><tr><td>液体</td><td>9.46</td></tr><tr><td>固体</td><td>11.18</td></tr></table> (表2) <table><tr><th>ガラリ等の種別</th><th>α</th></tr><tr><td>スチールガラリ</td><td>0.5</td></tr><tr><td>木製ガラリ</td><td>0.4</td></tr><tr><td>パンチングガラリ</td><td>0.3</td></tr></table> ② 給気ファンにより燃焼空気を取り入れる場合の必要空気量 Q＝V×q Q：燃焼空気取入口の必要面積（単位：m ³ ／h） V：炉の最大消費熱量（単位：kW） q：1kW当たりの必要面積（m ³ ／h）で燃料種別に応じた数値（表3による。） (表3) <table><tr><th>燃料種別</th><th>q</th></tr><tr><td>気体</td><td>1.204</td></tr><tr><td>液体</td><td>1.204</td></tr><tr><td>固体</td><td>1.892</td></tr></table> ※ 燃料空気取入口は、直接外気に通じていること。ただし、燃焼空気が有効に得られる位置に設けられている場合は、この限りでない。 ※ 燃焼空気取入口は、床面近くに設けるとともに、流れ込んだ空気が直接炉の燃焼室に吹き込まない位置に設けること。 (2) 有効な換気を行うための排気口は、天井近くに設け、屋外に通じていることとし、以下のとおりとすること。 ① 煙突がある場合においても、排気口を設けること。 ② 必要開口面積は、空気取入口と同等以上の大きさとする。 ③ 自然排気とすること。（強制換気（換気扇等）は不可）	燃料種別	a	気体	8.6	液体	9.46	固体	11.18	ガラリ等の種別	α	スチールガラリ	0.5	木製ガラリ	0.4	パンチングガラリ	0.3	燃料種別	q	気体	1.204	液体	1.204	固体	1.892	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			燃料種別	a																																
気体	8.6																																			
液体	9.46																																			
固体	11.18																																			
ガラリ等の種別	α																																			
スチールガラリ	0.5																																			
木製ガラリ	0.4																																			
パンチングガラリ	0.3																																			
燃料種別	q																																			
気体	1.204																																			
液体	1.204																																			
固体	1.892																																			
条例基準	細則	準用																																		
		ふろがま	温風暖房機	厨房設備	ボイラー	ストーブ	壁付暖炉	乾燥設備	サウナ設備	簡易湯沸設備	給湯湯沸設備	H P冷暖房機																								
6	屋内に設ける場合にあつては、土間又は不燃材料のうち金属以外のもので造った床上に設けること。ただし、金属で造った床上又は台上に設ける場合において防火上有効な措置を講じたときは、この限りでない。	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○																								
7	使用に際し火災の発生のおそれのある部分を不燃材料で造ること。	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○																								
8	地震その他の振動又は衝撃（以下「地震等」という。）により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																								
9	表面温度が過度に上昇しない構造とすること。	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○																								
10	屋外に設ける場合にあつては、風雨等により口火及びバーナーの火が消えないような措置を講ずること。ただし、第18号の2アに掲げる装置を設けたものにあつてはこの限りでない。	○	○	○	○	○		○			○																									
11	開放炉又は常時油類その他これらに類する可燃物を煮沸する炉にあつては、その上部に不燃性の天蓋及び排気筒を屋外に通ずるように設けるとともに、火粉の飛散又は火炎の伸長により火災の発生のおそれのあるものにあつては、防																																			

火上有効な遮へいを設けること。	4「煮沸」は、沸点以下の過熱含むものであること。																				
(12) 溶融物があふれるおそれのある構造の炉にあっては、あふれた溶融物を安全に誘導する装置を設けること。	1「あふれた溶融物を安全に誘導する装置」として、樋、溝及び常時乾燥したためますを設けること。この場合において、主体構造をれんが、石等の組積造とした炉を設ける場合は、溶融物の全量を安全に収容できる容量以上とすること。																				
	2前1のためますは、次に掲げるもののうち、炉の形状、配置状況に応じ選定すること。 (1)ピット型（丸型又は角型の杭を地中に埋設したもの） (2)槽型（槽を半地下式としたもの） (3)砂床型（炉の周囲に堤を設けたもの） (4)堰堤型（炉の周囲に堰を設けたもの） 3前1の樋、溝及びためますの構造は次に掲げるとおりとすること。 (1)耐震強度は、建基令第88号の規定によること。 (2)樋又は溝に流出した溶融物が凝固しないよう傾斜角度8度以上保つこと。 (3)ためますの大きさは、炉外に流出するおそれのある溶融物の全量を収容できる容量以上とすること。 (4)水蒸気爆発を防ぐための防水措置は、次によること。 ①ためますは、次のいずれかにより施工すること。 アコンクリートの中間にウレタン塗膜を一層設けること。 イコンクリートの中間にアスファルトルーフィングとアスファルト塗布面を設けること。 ウコンクリートの表面に防水モルタルを一層設けること。 エ鉄箱の内面にキャストブル（耐火コンクリート）を打ったものであること。オ受湯用ピットと共用するものは、底部を耐火レンガで造り、その上にけい砂を敷いたものであること。 ②樋は、鋼板製の内面にキャストブル（厚さ50mmから60mm）を張ったものであること。 ③溝は、コンクリート製又はその内面にキャストブル（厚さ50mmから60mm）を張ったものであること。 (5)ピット型及び槽型のためますにあっては、コンクリートで造り、溶融物の種類に応じた耐火物の内張り（1500℃以上の耐火性能を有する非金属物質のもの。例：耐火レンガ）の内張りを施し、底部には乾燥したけい砂を敷くこと。 4金属製溶解用炉等に設けるためますの選定 金属製溶解用炉、熱処理炉及び窯業用炉に設けるためますにあっては、次に掲げる基準により選定すること。 (1)金属溶解用炉及び熱処理用炉 ①キューボラ、シャフト炉 溶融物の全量を取鍋で収容できない炉は、取鍋を置く位置にピット型又は槽型のためますを設けること。ただし、保持炉が設けられている場合は、ためますを設けないことができる。																				
条例基準	細則	準用																			
		ふろがま	温風暖房機	厨房設備	ボイラー	ストーブ	壁付暖炉	乾燥設備	サウナ設備	簡易湯沸設備	給湯湯沸設備	HP冷暖房機									
	② るつぼ炉 燃料のバーナー部分が開口している炉は、全量収容できるピット型又は槽型のためますを設けること。 ③ 反射炉 出湯時に溶融物が流出するおそれのある炉は、出湯口の前にピット型のためますを設けること。 なお、作業口等の開口部から溶融物が流出するおそれのある炉は、炉の周辺に砂床型のためますを設けること。 ④ バス炉 鍋の傾斜により、溶融物が流出する炉は、炉周辺に砂床型のためますを設けること。 (2) 窯業用炉 ① ガラス用るつぼ炉 炉本体の吹き出しの下部、後部又はたき口下部若しくは煙道の一部にためますを設けること。ただし、炉本体又は煙道のたき口にためますを設けることができない炉にあっては、溶融物を全量収容できるピット型のためますを炉本体外部に設けること。 ② ガラス用タンク炉 溶解槽、作業槽の下部に堰堤型又はピット型のためますを設けること。ただし、各槽の下部にためますを設けることができない炉にあっては、炉周辺の可能な位置に堰堤型又はピット型のためますを設けること。 5 溶融物があふれるおそれのある構造の炉 主なものは、次表に掲げる炉とする。その他炉の構造等から溶融物があふれるおそれのあるものは、あふれた溶融物を安全に誘導する装置を設けること。																				
	<table><tr><td>用途</td><td>主な工業炉</td></tr><tr><td>溶 鉄 鋼 用</td><td>キューボラ、こしき炉、アーク炉</td></tr></table>	用途	主な工業炉	溶 鉄 鋼 用	キューボラ、こしき炉、アーク炉																
用途	主な工業炉																				
溶 鉄 鋼 用	キューボラ、こしき炉、アーク炉																				

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

ア 金属管を使用すること。ただし、 燃焼装置、燃料タンク等に接続する 部分で金属管を使用することが構造 上又は使用上適当でない場合は、当 該燃料に侵されない金属管以外の管 を使用することができる。	1 金属管の材質は、次表に示す燃料配管材料及び継手類又はこれらと 同等以上の耐熱性、耐食性及び強度を有するものであること。ただ し、JIS S 3022石油燃焼機器用ゴム製送油管に適合する送油管を使用 し、かつ、分岐及び送油管相互の接続をしないものは、この限りでな い。（屋内に施設する場合にあっては、その長さは必要最小限とする こと。） <table><tr><td></td><td>規格名称</td></tr><tr><td>燃料配管</td><td>JIS G 3452 配管用炭素鋼鋼管 JIS H 3300 銅及び銅合金継目無管</td></tr><tr><td>継手類</td><td>燃料配管材料及び用途に適したもの</td></tr></table> 2 炉（火気使用設備）に附属する配管工事は、次表に示す配管材料と 配管区分によること <table><tr><td>配管区分 材料</td><td>露 出</td><td>隠ぺい 部 分</td><td>貫通部</td><td>床 下</td><td>埋 設</td></tr><tr><td>鋼 管</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>銅 管</td><td>○</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td></tr><tr><td>黄 銅 管</td><td>○</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td></tr></table> ※ ○…適 △…液体燃料を使用するもので、保護管等を用いねば適 3 配管は、床又は壁等に堅固に固定すること。 4 配管の地下埋設は、必要最小限度とし、予想される重量物の荷重に 十分耐えられる措置を講ずること。 5 配管は、煙突等から煙突等の長さが1．8m以内は、45cm以上、 1．8mを超える場合は15cm以上離すこと。 6 油配管は、空気ポケットが生じないよう曲折を少なくすること。		規格名称	燃料配管	JIS G 3452 配管用炭素鋼鋼管 JIS H 3300 銅及び銅合金継目無管	継手類	燃料配管材料及び用途に適したもの	配管区分 材料	露 出	隠ぺい 部 分	貫通部	床 下	埋 設	鋼 管	○	○	○	○	○	銅 管	○	△	△	△	△	黄 銅 管	○	△	△	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	規格名称																																								
燃料配管	JIS G 3452 配管用炭素鋼鋼管 JIS H 3300 銅及び銅合金継目無管																																								
継手類	燃料配管材料及び用途に適したもの																																								
配管区分 材料	露 出	隠ぺい 部 分	貫通部	床 下	埋 設																																				
鋼 管	○	○	○	○	○																																				
銅 管	○	△	△	△	△																																				
黄 銅 管	○	△	△	△	△																																				
イ 接続は、ねじ接続、フランジ接 続、溶接等とすること。ただし、金 属管と金属管以外の管を接続する場 合にあっては、さし込み接続とする ことができる。	1 ねじ接続の場合は、接続部分に使用燃料に応じたシール 剤を塗る等燃料漏れを防ぐ措置を講ずること。 2 燃料配管と炉（火気使用設備）との結合部分には、地震動等により損 傷を受けないよう次の方法により緩衝性をもたせること。 (1) 結合部分直近に、可とう管等の金属可動式管継手又は外径8mm以 下の銅配管により、可とう性をもたせるもの若しくはこれと同等以 上の耐熱性、耐食性及び強度を有する継手を設けること。 (2) 金属製可とう継手を用いる場合は、当該管径によって、次表に示 す長さを基準とすること。この場合、使用される燃料に適合するも のであること。 <table><tr><td>管の呼び (A)</td><td>長さ (mm)</td></tr><tr><td>25未満</td><td>300</td></tr><tr><td>25～50未満</td><td>500</td></tr><tr><td>50以上</td><td>800</td></tr></table> (3) 地震動等により容易に継手が離脱することがないものを設けるこ と。 3 燃料配管の戻り管には、開閉弁を設けないこと。	管の呼び (A)	長さ (mm)	25未満	300	25～50未満	500	50以上	800	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																						
管の呼び (A)	長さ (mm)																																								
25未満	300																																								
25～50未満	500																																								
50以上	800																																								
ウ イのさし込み接続による場合は、 その接続部分をホースバンド等で締 めつけること。		○	○	○	○	○	○	○	○	○																															
(18の2) 液体燃料又は気体燃料を使用す る炉にあっては、必要に応じ次の安全 装置を設けること。																																									
ア 炎が立ち消えた場合等において安全 を確保できる装置	「炎が立ち消えた場合等において安全を確保できる装置」 は、点火時、再点火時の不点火、立消え等によるトラブルを未然に防止 する装置又はシステムでJIS S 2091家庭用燃焼機器用語に示す「点火安 全装置（※1）」又は「立消え安全装置（※2）」を指すものであるこ と。 また、JISの適用設備以外の設備に設ける点火安全装置及び立消え安 全装置についても、上記のものと同等以上の安全性を確保できる構造の ものであること。 （※1） 点火安全装置：液体燃料を使用する火気使用設備に設ける もので、JIS S 3030石油燃焼機器の構造通則に示すとおり、バ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																														

条例基準	細則	準用									
		ふろがま	温風暖房機	厨房設備	ボイラー	ストーブ	壁付暖炉	乾燥設備	サウナ設備	簡易湯沸設備	給湯湯沸設備
	ルプの開閉操作、送風機の運転及び電気点火操作の順序にかかわらず、点火装置の通電前に燃料の流出がなく、安全に点火できる構造のものであるか、又は通電前に燃料流出があるものについては、自動的に、かつ、安全に点火できる構造のものであること。 (※2) 立消え安全装置：気体燃料を使用する火気使用設備に設けるもので、JIS S 2092家庭用ガス燃焼機器の構造通則に示すとおり、パイロットバーナーなどが点火しない場合及び立消え、吹消えなどによって燃焼しない場合に、バーナーへのガス通路を自動的に閉ざし、また、炎検出部が損傷した場合には、自動的にバーナーへのガス通路を閉ざすものであり、さらに、炎検出部は、パイロットバーナーなどとの関係位置が通常の使用状態で変化することのないように保持されている構造のものであること。										

イ 未燃ガスが滞留するおそれのあるものにあつては、点火前及び消火後に自動的に未燃ガスを排出できる装置	「点火前及び消火後に自動的に未燃ガスを排出できる装置」は、未燃ガスが炉内に滞留した場合、再点火の際に爆燃等の事故をひき起こすおそれがあるため、点火前及び消火後に炉内に滞留している未燃ガスを炉外に排出させ、事故を未然に防止する装置で、JIS S 2091に示す「プレパージ」及び「ポストパージ」を指すものであること。 また、JISの適用設備以外の設備に設ける場合においても、上記と同様な機能を有する装置でなければならないものであること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
ウ 炉内の温度が過度に上昇するおそれのあるものにあつては、温度が過度に上昇した場合において自動的に燃焼を停止できる装置	「炉内の温度が過度に上昇した場合において自動的に燃焼を停止できる装置」は、燃焼機器本体又は周辺の壁・床等の温度が、規定温度以上の温度になることを防止する装置又はシステムでJIS S 2091に示す「過熱防止装置」を指すものであり、具体的には次に示すものと同様以上の防火安全性を有すると認められる構造のものであること。 (1) 液体燃料を使用する火気使用設備に設ける過熱防止装置は、JIS S 3030に示すとおり、規定温度以上に温度が上昇したとき自動的に燃焼を停止し、自動的に復帰しない構造のものであること。また、パイロット燃焼となるものにあつては、燃焼を継続してもよいが危険な状態になってはならないものであること。 (2) 気体燃料を使用する火気使用設備に設ける過熱防止装置は、JIS S 2092に示すとおり、機器本体又は機器周辺が過熱する以前に自動的にバーナーへのガス通路を閉ざし、また、温度が平常に戻っても自動的にバーナーへのガス通路が再開しない構造のものであること。 (3) 電気を熱源とする設備に設ける過熱防止装置(第 1 9 号ロ)及びJISの適用設備以外の設備に設ける過熱防止装置についても、規定温度以上に温度が上昇したときに自動的に熱源を停止し、自動的に復帰しない構造のものであること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
エ 電気をを使用して燃焼を制御する構造又は燃料の予熱を行う構造のものにあつては、停電時において自動的に燃焼を停止できる装置	「停電時において自動的に燃焼を停止できる装置」は、燃焼中停電した場合及び再通電した場合のトラブルを未然に防止する装置又はシステムでJIS S 2091に示す「停電安全装置」を指すものであり、具体的には次に示すものと同様以上の防火安全性を有する構造のものであること。 (1) 液体燃料を使用する火気使用設備の停電安全装置は、JIS S 3030に示すとおり、使用中停電した場合、燃焼を停止し、停電時間の長短にかかわらず、再通電した場合でも危険がない構造のものであること。ただし、停電時の危険を防止できる構造のものは、燃焼を停止しなくてもよいものであること。 (2) JISの適用設備以外の設備に設ける停電安全装置についても、上記のものと同様以上の安全性を確保できる構造のものであること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
(18の3) 気体燃料を使用する炉の配管、計量器等の附属設備は、電線、電気開閉器その他の電気設備が設けられているパイプシャフト、ピットその他の漏れた燃料が滞留するおそれのある場所には設けないこと。ただし、電気設備に防爆工事等の安全措置を講じた場合においては、この限りでない。	1 次の条件を満足した場合、「パイプシャフト、ピットその他の漏れた燃料が滞留するおそれのある場所」に該当しない場所として取り扱って差し支えないこと。 (1) パイプシャフト等が、直接外気（開放廊下を含む。）に面していること。 (2) パイプシャフト等の上部及び下部に有効な換気口が設けられていること。 2 但書に示す防爆工事等による安全措置を実施する場合は、次のいずれかの工事とすること。 (1) 金属管工事 ① 金属管相互、金属管とボックス等との接続は5山以上のねじ接続、その他これと同様以上の方法により堅ろうに接続すること。 ② 燃料が滞留するおそれのある場所内で電線を接続する場合は、安全増防爆構造以上の防爆性能を有する接続箱を用いること。ただし、金属製接続箱を使用し、接続箱内を充てん剤で充てんした場合は、これによらないことができる。 (2) ケーブル工事 燃料が滞留するおそれのある場所内でケーブルを接続する場合は、安全増防爆構造以上の防爆性能を有する接続箱を設け、通線部分は、坊じんパッキン式又は防じん固定式により処理すること。ただし、次のいずれかの施工方法による場合は、これによらないことができる。 ① 金属製接続箱を使用し、接続箱内を充てん剤で充てんした場合 ② ケーブルの分岐又は接続部分が当該ケーブルと同様以上の接続強度及び絶縁性を有する場合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

条例基準	細則	準用										
		ふろがま	温風暖房機	厨房設備	ボイラー	ストーブ	壁付暖炉	乾燥設備	サウナ設備	簡易湯沸設備	給湯湯沸設備	HP冷暖房機
(19) 電気を熱源とする炉にあつては、次によること。												
ア 電線、接続器具等は、耐熱性を有するものを使用するとともに、短絡を生じないように措置すること。		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
イ 炉内の温度が過度に上昇するおそれのあるものにあつては、必要に応じ温度が過度に上昇した場合において自動的に熱源を停止できる装置を設けること。	「温度が過度に上昇した場合において自動的に燃焼を停止できる装置」は、燃焼機器本体又は周辺の壁・床等の温度が、規定温度以上の温度になることを防止する装置又はシステムでJIS S 2091に示す「過熱防止装置」を指すものであり、具体的には次に示すもののうち、自動的に電源を遮断する構造（手動復旧のみの構造に限る。）のもので、JIS S 2091と同様以上の防火安全性を有すると認められる構造のものであること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○		

	(1) 温度ヒューズ (2) パイメタル (3) サーミスタ																								
ウ 電気を熱源とする設備に設ける過熱防止装置(第19号イ)及びJISの適用設備以外の設備に設ける過熱防止装置についても、規定温度以上に温度が上昇したときに自動的に熱源を停止し、自動的に復帰しない構造のものであること。		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○														
2 炉の管理は、次に掲げる基準によらなければならない。																									
(1) 炉の周囲は、常に、整理及清掃に努めるとともに、燃料その他の可燃物をみだりに放置しないこと。		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○												
(2) 炉及びその附属設備は、必要な点検及び整備を行い、火災予防上有効に保持すること。		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○												
(3) 液体燃料を使用する炉及び電気を熱源とする炉にあつては、前号の点検及び整備に必要な知識及び技能を有する者として消防長が指定する者に行わせること。	1 「必要な知識及び技能を有する者として消防長が指定する者」は、火災予防規程に定める者のほか、メーカーの技術部門の職員及びサービス会社の修理部門の技術者等設備の点検・整備に関し、相当の知識を有する者としてができること。 2 点検・整備の内容は、次表によること。 <table><tr><td>送風に関するもの</td><td>燃焼用送風機（フィルターを除く。） 温風用送風機（ガードを除く。）</td></tr><tr><td>点火・燃焼に関するもの</td><td>油量調節器 油ポンプ ノズル バーナー（しん式を除く。） 点火変圧器 点火電極 点火ヒーター（乾電池を電源とするものを除く。） 熱交換器</td></tr><tr><td>安全装置に関するもの</td><td>炎監視装置 制御機構 温度調節器 過熱防止装置 空だき防止装置 停電時安全装置 耐震安全装置 不完全燃焼防止装置 立消え安全装置 点火安全装置</td></tr><tr><td>油タンク、燃料配管に関するもの</td><td>油タンク（しん式及びカートリッジ式を除く。） 電磁弁 燃料配管 燃料バルブ</td></tr><tr><td>電装品類</td><td>スイッチ類 ランプ類 タイマー類 ヒューズ類</td></tr><tr><td>その他</td><td>消音器</td></tr></table>	送風に関するもの	燃焼用送風機（フィルターを除く。） 温風用送風機（ガードを除く。）	点火・燃焼に関するもの	油量調節器 油ポンプ ノズル バーナー（しん式を除く。） 点火変圧器 点火電極 点火ヒーター（乾電池を電源とするものを除く。） 熱交換器	安全装置に関するもの	炎監視装置 制御機構 温度調節器 過熱防止装置 空だき防止装置 停電時安全装置 耐震安全装置 不完全燃焼防止装置 立消え安全装置 点火安全装置	油タンク、燃料配管に関するもの	油タンク（しん式及びカートリッジ式を除く。） 電磁弁 燃料配管 燃料バルブ	電装品類	スイッチ類 ランプ類 タイマー類 ヒューズ類	その他	消音器												
送風に関するもの	燃焼用送風機（フィルターを除く。） 温風用送風機（ガードを除く。）																								
点火・燃焼に関するもの	油量調節器 油ポンプ ノズル バーナー（しん式を除く。） 点火変圧器 点火電極 点火ヒーター（乾電池を電源とするものを除く。） 熱交換器																								
安全装置に関するもの	炎監視装置 制御機構 温度調節器 過熱防止装置 空だき防止装置 停電時安全装置 耐震安全装置 不完全燃焼防止装置 立消え安全装置 点火安全装置																								
油タンク、燃料配管に関するもの	油タンク（しん式及びカートリッジ式を除く。） 電磁弁 燃料配管 燃料バルブ																								
電装品類	スイッチ類 ランプ類 タイマー類 ヒューズ類																								
その他	消音器																								
(4) 本来の使用燃料以外の燃料を使用しないこと。		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○												
(5) 燃料の性質等により異常燃焼を生ずるおそれのある炉にあつては、使用中監視人を置くこと。ただし、異常燃焼を防止するために必要な措置を講じたときは、この限りでない。	「異常燃焼を防止するために必要な措置」は、第1項各号に掲げる安全装置、自動的な停止機構等のほか、遠隔監視及び操作により非常停止できる構造又は有効な自動消火装置等を設置した場合等の措置とすること。	○	○	○	○	○	○	○	○		○														
(6) 燃料タンクは、燃料の性質等に応じ、遮光し、又は転倒若しくは衝撃を防止するために必要な措置を講ずること。		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○												
条例基準	細則	準用																							
		ふろがま	温風暖房機	厨房設備	ボイラー	ストーブ	壁付暖炉	乾燥設備	サウナ設備	簡易湯沸設備	給湯湯沸設備	HP冷暖房機													

条例基準	細則
(ふろがま) 第3条の2　ふろがまの構造は、次に掲げる基準によらなければならない。	1　不燃以外欄は、対象火気設備等の設置個所に係る建築部材を不燃材未満の仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品までの距離をいう（以下同じ。）。 2　不燃欄は、対象火気設備等の設置個所に係る建築部材を不燃材で有効に仕上げをした部分又は防熱板までの距離をいう（以下同じ）。 3　防熱板 （1）不燃以外の仕上げ部分に防熱板を設ける場合は、不燃以外の仕上げ部分と防熱板との間に1 0mm以上の通気空間を設けること。ただし次の場合は除く。 ア　火気設備等の上方に設置する場合（サウナ設備を除く。） イ　火源が隠ぺいされている火気設備等の側方に設置する場合。 ※この場合の防熱板は、金属以外の不燃材料とすること。 （2）通気空間を設けるために必要なスペーサーは、熱伝導率の小さい金属以外の不燃材料とし、火気設備等からの熱影響が少ない部分に設置すること。

別表第3（抜粋）

種類							離隔距離 (cm)			
							入力	上方	側方	前方
ふろがま	気体燃料	不燃以外	半密閉式	浴室内部設置	外がまでバーナー取り出し口無し	21kW以下(ふろ用以外のバーナーをもつものは42kW以下)	—	15 注	15	15
					内がま	—	60	—		
			浴室外部設置	外がまでバーナー取り出し口無し	21kW以下(ふろ用以外のバーナーをもつものは当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下)	—	15	15	15	
				外がまでバーナー取り出し口有り	—			60	—	
			密閉式	21kW以下(ふろ用以外のバーナーをもつものは当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下)	—	2 注	2	2		
				屋外用	60	15	15	15		
		不燃	半密閉式	浴室内部設置	外がまでバーナー取り出し口無し	21kW以下(ふろ用以外のバーナーをもつものは42kW以下)	—	4.5 注	—	4.5
					内がま	—	—	—		
			浴室外部設置	外がまでバーナー取り出し口無し	21kW以下(ふろ用以外のバーナーをもつものは当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下)	—	4. 5	—	4.5	
				外がまでバーナー取り出し口有り	—			—		
			密閉式	21kW以下(ふろ用以外のバーナーをもつものは当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下)	—	2 注	—	2		
				屋外用	30	4. 5	—	4.5		
	液体燃料	不燃以外		39kW以下			60	15	15	15
		不燃					50	5	—	5
		上記に分類されないもの					—	60	15	60

注:浴槽との離隔距離は0cmとするが、合成樹脂浴槽(ポリプロピレン浴槽等)の場合は2cmとする。

(1) かま内にすがすが着しにくく、かつ、目詰まりしにくい構造とすること。	
(2) 気体燃料又は液体燃料を使用するふろがまには、空だきをした場合に自動的に燃焼を停止できる装置を設けること。	1　「空だきをした場合に自動的に燃焼を停止できる装置」は、過熱防止装置又は水位感知装置とすること。 なお、次に掲げる規格であること。 （1）気体燃料を使用するふろがまの空焚き安全装置：JIS S 2109 家庭用ガス温水機器 （2）液体燃料を使用するふろがまの空焚き防止装置：JIS A 2091 石油ふろがま 2　1のほか、次によること。 （1）液体燃料を使用するふろがまは、ふろがま又は附属配管部分に、地震動等により作動する安全装置を設けること。 （2）ふろがまを設置する室内装は、不燃材料又は準不燃材料での仕上げとすること。
2　前項に規定するもののほか、ふろがまの位置、構造及び管理の基準については、前条（第1項第11号及び第121号を除く。）の規定を準用する。	
(温風暖房機) 第3条の3　温風暖房機の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。	温風暖房機の構造は、燃焼室又は発熱体を有し、温風を発生させるもので、燃焼ガス及び燃焼生成物が温風に混入しない構造のものであること。

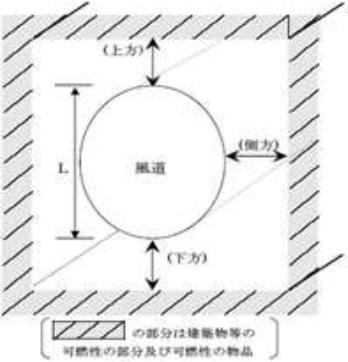
別表第3（抜粋）

種類						離隔距離(cm)				
						入力	上方	側方	前方	後方
温風暖房機	気体燃料	不燃以外・不燃	半密閉式・密閉式	バーナー隠ぺい	強制対流型	19kW以下	4. 5	4. 5	60	4. 5
	液体燃料	不燃以外	半密閉式	強制対流型	前方向吹出し	26kW以下	100	15	150	15
					26kW超70kW以下	26kW以下			100 注1	
					全周方向吹出し	26kW以下	100	150	150	150
					強制排気型		60	10	100	10
		不燃	半密閉式	強制対流型	強制給排気型	26kW以下	60	10	100	10
					前方向吹出し	70kW以下	80	5	—	5
					全周方向吹出し			26kW以下		150
					強制排気型	26kW以下	50	5	—	5
			密閉式		強制給排気型	26kW以下	50	5	—	5
					上記に分類されないもの					—

注1:風道を使用するものにあつては15cmとする。

注2:ダクト接続型以外の場合にあつては100cmとする。

(1) 加熱された空気に、火粉、煙、ガス等が混入しない構造とし、熱交換部分を耐熱性の金属材料等で造ること。	
(2) 温風暖房機に附属する風道にあつては、不燃材料以外の材料による仕上げ又はこれに類似する仕上げをした建築物等の部分及び可燃性の物品との間に次の表に掲げる式によつて算定した数値（入力7 0キロワット以上のものに附属する風道にあつては、算定した数値が1 5以下の場合、1 5とする。）以上の距離を保つこと。ただし、厚さ2センチメートル以上(入力7 0キロワット以上のものに附属する風道にあつては、1 0センチメートル以上)の金属以外の不燃材料で被覆する部分については、この限りでない。	1　風道と不燃材料以外の材料による仕上げ又はこれに類似する仕上げをした建築物等の部分及び可燃性の物品の距離の例は、図1によること。 2　金属以外の不燃材料で被覆する場合は、次のいずれかの材料とすること。 （1）ロックウール保温材（JIS A 9504） （2）グラスウール保温材（JIS A 9505） （3）ケイ酸カルシウム保温材（JIS A 9510） （4）その他遮熱性、耐久性を有するもので同等以上の材料

条例基準	細則										
<table><tr><th>風道からの方向</th><th>距離（単位センチメートル）</th></tr><tr><td>上方</td><td>L×0. 7 0</td></tr><tr><td>側方</td><td>L×0. 5 5</td></tr><tr><td>下方</td><td>L×0. 4 5</td></tr><tr><td colspan="2">この表においてLは、風道の断面が円形の場合は直径、矩形の場合は長辺の長さとする。</td></tr></table>	風道からの方向	距離（単位センチメートル）	上方	L×0. 7 0	側方	L×0. 5 5	下方	L×0. 4 5	この表においてLは、風道の断面が円形の場合は直径、矩形の場合は長辺の長さとする。		図1 
風道からの方向	距離（単位センチメートル）										
上方	L×0. 7 0										
側方	L×0. 5 5										
下方	L×0. 4 5										
この表においてLは、風道の断面が円形の場合は直径、矩形の場合は長辺の長さとする。											
2 前項に規定するもののほか、温風暖房機の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第11号及び第12号を除く。）の規定を準用する。											

（厨房設備）
第3条の4 調理を目的として使用するレンジ、フライヤー、かまど等の設備（以下「厨房設備」という。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

別表第3（抜粋）

種類						離隔距離(cm)					
						入力	上方	側方	前方	後方	
厨房設備	気体燃料	不燃以外	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ		14kW以下	100	15 注	15	15 注	
				据置型レンジ		21kW以下					
		不燃	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ		14kW以下	80	0	—	0	
				据置型レンジ		21kW以下					
	固体燃料	不燃以外	木炭を燃料とするもの		炭火焼き器	—	100	50	50	50	
		不燃	木炭を燃料とするもの		炭火焼き器	—	80	30	—	30	
	上記に分類されないもの		使用温度が8 0 0℃以上のもの				—	250	200	300	200
			使用温度が3 0 0℃以上8 0 0℃未満のもの					150	100	200	100
			使用温度が3 0 0℃未満のもの					100	50	100	50

注：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。

(1) 厨房設備に附属する排気ダクト及び天蓋（以下「排気ダクト等」という。）は、次によること。

ア 排気ダクト等は、耐食性を有する鋼板又はこれと同等以上の耐食性及び強度を有する不燃材料で造ること。ただし、当該厨房設備の入力及び使用状況から判断して火災予防上支障がないと認められるものにあつては、この限りでない。

※天蓋（レンジフード等）
高温気体及び火粉等の飛散を防ぐために厨房設備の上部に設けられる傘状のフード

1 「耐食性を有する鋼板又はこれと同等以上の耐食性及び強度を有する不燃材料で造られたもの」は、次のとおりとすること。
(1) ステンレス鋼板
(2) 亜鉛板（天蓋に使用する場合は、油脂を含む蒸気を発生するおそれのない場合に限る。）
(3) その他これと同等以上の不燃材料
(4) 板厚は、当該厨房設備の入力（同一厨房室内に複数の厨房設備を設ける場合は各厨房設備の入力の合計）に応じ、次表に定める厚さ以上のものとすること。
① 天蓋の板厚

天蓋の長辺 (単位：mm)	板厚(単位：mm)			
	2 1 kW／h超		2 1 kW／h以下	
	ステンレス鋼板	亜鉛鉄板	ステンレス鋼板	亜鉛鉄板
450以下	0. 5	0. 6	0. 5	0. 6
450超1, 200以下	0. 6	0. 8	0. 6	0. 8
1, 200超1, 800以下	0. 8	1. 0	0. 8	1. 0
1, 800を超えるもの	1. 0	1. 2	1. 0	1. 2

② 排気ダクトの板厚

ア 角形ダクト

ダクトの長辺 (単位：mm)	板厚(単位：mm)			
	2 1 kW／h超		2 1 kW／h以下	
	ステンレス鋼板	亜鉛鉄板	ステンレス鋼板	亜鉛鉄板
300以下	—	—	0. 5	0. 5
300超450以下	0. 5	0. 6		0. 6
450超1, 200以下	0. 6	0. 8	0. 6	0. 8
1, 200超1, 800以下	0. 8	1. 0	0. 8	1. 0
1, 800を超えるもの		1. 2		1. 2

イ 円形ダクト

ダクトの直径 (単位：mm)	板厚(単位：mm)			
	2 1 kW／h超		2 1 kW／h以下	
	ステンレス鋼板	亜鉛鉄板	ステンレス鋼板	亜鉛鉄板
300以下	0. 5	0. 6	0. 5	0. 5
300超750以下				0. 6
750超1, 000以下	0. 6	0. 8	0. 6	0. 8
1, 000超1, 250以下	0. 8	1. 0	0. 8	1. 0
1, 250を超えるもの		1. 2		1. 2

2 「厨房設備の入力及び使用状況から判断して火災予防上支障がないと認められるもの」は、次の要件を満たしていること。なお、これらの要件を全て満たしている場合は、上記基準に適合しない金属製のレンジフードファン等を設置することができること。
(1) 厨房設備の入力が、2 1 kW毎時以下であること。
(2) 当該厨房設備は、使用頻度が低い（概ね一般家庭の使用程度であると認められるもの）こと。

イ 排気ダクト等の接続は、フランジ接続、溶接等とし、気密性のある接続とすること。

ウ 排気ダクト等は、建築物等の可燃性の部分及び可燃性の物品との間に1 0センチメートル以上の距離を保つこと。ただし、金属以外の不燃材料で有効に被覆する部分については、この限りでない。

「フランジ接続、溶接等」には、排気ダクトを差込みリベットで止め、さらに耐熱テープで巻くものを含む。

「金属以外の不燃材料で有効に被覆する部分」として、排気ダクト等に以下の材料で、5 0mm以上の厚さで被覆した場合又はこれらと同等以上の安全性を確保できる措置を講じた場合は、当該部分と建築物等の可燃性の部分及び可燃性の物品との間の距離を1 0cm未満とすることができるものとする。
(1) ロックウール保温材（JIS A 9504）
(2) ケイ酸カルシウム保温材（JIS A 9510）

条例基準	細則						
エ 排気ダクトは、十分に排気を行うことができるものとすること。	「十分に排気を行うことができるもの」の能力は、「換気設備の衛生上有効な換気を確保するための構造（昭和45年建設省告示1826号）」に適合すること。						
オ 排気ダクトは、直接屋外に通ずるものとし、他の用途のダクト等と接続しないこと。	1 給湯湯沸設備等の煙突等のうち建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第20条の3第2項第1号イ(5)ただし書に該当するものであっては、火災予防上十分な安全性を確保できる措置を講じた場合に限り、厨房設備に附属する排気ダクトと接続して差し支えないこと。 2 他の部分にある厨房用の排気ダクトとの接続は、差し支えないものとする。 3 建築基準法施行令第20条の3第2項第1号イ(5)ふろがま又は発熱量が12kWを超える火を使用する設備若しくは器具（密閉式燃焼器具等を除く。）を設けた換気設備を設けるべき調理室等（建築物の調理室、浴室、その他の室でかまど、こんろその他火を使用する設備又は器具を設けたもの）には、当該ふろがま又は設備若しくは器具に接続して煙突を設けること。ただし、用途上、構造上その他の理由によりこれによることが著しく困難である場合において、排気フードを有する排気筒を設けたときは、この限りでない。 4 「他の用途のダクト等」は、一般空調用のダクト、給湯湯沸設備等の煙突等を指すものであること。ただし、給湯湯沸設備等の煙突のうち建基令第20条の4第2項第5号ただし書きに該当するものにあっては、火災予防上十分な安全性を確保できる措置を講じた場合に限り、厨房設備に附属する排気ダクトとの接続を認めることができるものであること。 なお、「火災予防上十分な安全性を確保できる措置」は、「火災予防条例準則の運用について（通知）」（平成7年消防予第149号）によること。						
カ 排気ダクトは、曲り及び立下りの箇所を極力少なくし、内面を滑らかに仕上げること。							
(2) 油脂を含む蒸気を発生させるおそれのある厨房設備の天蓋は、次によること。	「油脂を含む蒸気を発生させるおそれのある厨房設備」は、天ぷら、炒めもの、その他排気ダクトにおける火災の発生の原因となる油脂を含む蒸気が発生する調理に使用する厨房設備をいうものであること。						
ア 排気中に含まれる油脂等の付着成分を有効に除去することができるグリスフィルター、グリスエクストラクター等の装置（以下「グリス除去装置」という。）を設けること。ただし、排気ダクトを用いず天蓋から屋外へ直接排気を行う構造のものにあっては、この限りでない。	1 「排気ダクトを用いず天蓋から屋外へ直接排気を行う構造」とし、グリス除去装置を設けない場合は、天蓋を建築物外部に面する壁に接して設け、この接続部に存する排気口から屋外へ直接排気を行う構造とすること。 2 電気を熱源とする調理用機器の上方に設置するグリスフィルター等と発熱体等とは、次に掲げる火災予防上安全な距離を確保すること。 <table><tr><td> グリスフィルター </td><td>レンジフードファン付属のグリスフィルター</td><td>左記以外のもの</td></tr><tr><td>電気こんろ 電気レンジ 電磁誘導加熱式調理器</td><td>80cm以上</td><td>100cm以上</td></tr></table> (注)「レンジフードファン」とは、電気用品取締法施行令別表第1、9(1)に規定する換気扇(厨房用)で機器の一部を天蓋とした風量15m ³ /min以下のものをいう。	グリスフィルター	レンジフードファン付属のグリスフィルター	左記以外のもの	電気こんろ 電気レンジ 電磁誘導加熱式調理器	80cm以上	100cm以上
グリスフィルター	レンジフードファン付属のグリスフィルター	左記以外のもの					
電気こんろ 電気レンジ 電磁誘導加熱式調理器	80cm以上	100cm以上					
イ グリス除去装置は、耐食性を有する鋼板又はこれと同等以上の耐食性及び強度を有する不燃材料で造られたものとする。ただし、当該厨房設備の入力及び使用状況から判断して火災予防上支障がないと認められるものにあっては、この限りでない。	1 「耐食性を有する鋼板又はこれと同等以上の耐食性及び強度を有する不燃材料で造られたもの」は、ステンレス鋼板又はこれと同等以上の耐食性及び強度を有する不燃材料で造られたもの（構造等の基準：平成6年消防予60号）とすること。 2 「当該厨房設備の入力及び使用状況から判断して火災予防上支障がないと認められる」措置は、第1項第1号アに掲げる措置とし、この場合上記の構造によらない金属製のグリスフィルターとすることができる。						
ウ 排気ダクトへの火災の伝送を防止する装置（以下「火災伝送防止装置」という。）を設けること。ただし、排気ダクトを用いず天蓋から屋外へ直接排気を行う構造のもの又は排気ダクトの長さ若しくは当該厨房設備の入力及び使用状況から判断して火災予防上支障がないと認められるものにあっては、この限りでない。	1 「火災伝送防止装置」は、防火ダンパー又は自動消火装置を指すものであり、排気ダクト内の温度が上昇した場合に、当該ダクト内の延焼拡大を防ぐために自動的に閉鎖する弁であること。 2 「排気ダクトの長さ」から判断して火災予防上支障ないものの条件はとして、厨房設備から5m以内にファン停止用スイッチを設け、かつ、その旨の表示がおこなわれている場合であって、次のいずれかに該当するものとする。この条件を満たす場合には、火災伝送防止装置を設置しないことができるものであること。 (1) 厨房室から直接屋外に出る水平部分の長さが4m以下の排気ダクトで、厨房室内に露出して設置されているもの (2) 耐火構造の共用排気ダクトに接続されている水平部分の長さが2m以下の排気ダクトで、厨房室内に露出して設置されているもの 3 「排気ダクトを用いず天蓋から屋外へ直接排気を行うもの」については上記第1項第2号アと、「当該厨房設備の入力及び使用状況から判断して火災予防上支障がないと認められるもの」については上記1項1号アとそれぞれ同様であり、これらの場合には、火災伝送防止を設置しないことができるものであること。 4 火災伝送防止装置として「防火ダンパー」を設置する場合は、次によること。 (1) 火災等により温度が上昇した場合において、自動的に閉鎖する構造とすること。この場合、自動閉鎖の作動温度設定値は周囲温度を考慮し、誤作動を生じない範囲でできる限り低い値とすべきものであること。 (2) 防火ダンパーは、厚さ1.5mm以上の鉄板又はこれと同等以上の耐熱性及び耐食性を有する不燃材料で造られたものであること。 (3) 閉鎖した場合に防火上支障のあるすき間が生じないものであること。 5 「自動消火装置」の性能及び設置基準については、「フード等用簡易自動消火装置の性能及び設置の基準について（平成5年12月10日消防予第331号）」によること。						
エ 次に掲げる厨房設備に設ける火災伝送防止装置は、自動消火装置とすること。							
(7) 令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(10)項イ、(16)の2項及び(16)の3)項に掲げる防火対象物の地階に設ける厨房設備で当該厨房設備の入力と同一厨房室内に設ける他の厨房設備の入力の合計が350キロワット以上のもの							
(4) (7)に掲げるもののほか、高さ31メートルを超える建築物に設ける厨房設備で当該厨房設備の入力と同一厨房室内に設ける他の厨房設備の入力の合計が350キロワット以上のもの							
(3) 天蓋、グリス除去装置及び火災伝送防止装置は、容易に清掃ができる構造とすること。							
(4) 天蓋及び天蓋と接続する排気ダクト内の油脂等の清掃を行い、火災予防上支障のないように維持管理すること。							
2 前項に規定するもののほか、厨房設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第11号から第4号までを除く。）の規定を準用する。この場合において第3条第3項の規定中「入力」とあるのは、「当該厨房設備の入力と同一厨房室内に設ける他の厨房設備の入力の合計が」と読み替えるものとする。							

条例基準	細則
(ボイラー) 第4条 ボイラーの構造は、次に掲げる基準によらなければならない。	1 ボイラーとは、水又は熱媒を、圧力を有する状態で加熱し、これを他へ供給する設備をいい、次による。 ア 蒸気ボイラーとは、大気圧を超える圧力の蒸気を発生させて、これを他に供給するものをいう。 イ 温水ボイラーとは、圧力を有する水又は熱媒を加熱し、これを他に供給するものをいう。 ウ 貫流ボイラーとは、管によって構成され、ドラムを有しないボイラーで、水又は熱媒を一端からポンプ等で送り、他の一端からポンプ等で送り、他の端から蒸気、温水等を取り出すものをいう。 なお、以下の機器は、圧力がごく低く、圧力安全弁がなくともその安全性が確認されているため、簡易湯沸設備又は給湯湯沸設備として取り扱うこととする。 ・JIS S2109（液化石油ガス用瞬間湯沸器） ・JIS S2129（都市ガス用瞬間湯沸器） ・JIS S3024（石油小型給湯器） 2 労働基準法等の適用を受ける事業又は事務所にに設けられるボイラーのうち、一定規模をこえるものは、「ボイラー及び圧力容器安全規則」の適用を受ける結果、これを除く簡易ボイラーに該当するもの並びに労働基準法の適用を受けない事業又は事務所及び個人の住居等に設けられるボイラーを火災予防条例第4条規制対象として運用すべきものであること。

別表第3（抜粋）

種類					入力	離隔距離(cm)				
						上方	側方	前方	後方	
ボイラー	気体燃料	不燃以外	開放式	フードを付けない場合	7kW以下	40	4.5	4.5	4.5	
				フードを付ける場合		15				
			半密閉式		12kWを超え42kW以下	—	15	15	15	
					12kW以下	—	4.5	4.5	4.5	
			密閉式		42kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
		屋外用	フードを付けない場合	42kW以下	60	15	15	15		
					フードを付ける場合				15	
			不燃	開放式	フードを付けない場合	7kW以下	30	4.5	—	4.5
							フードを付ける場合			
				半密閉式		42kW以下	—	4.5	—	4.5
	密閉式					42kW以下	4.5			
	屋外用	フードを付けない場合	42kW以下	30	4.5	—	4.5			
				フードを付ける場合				10		
液体燃料		不燃以外	12kWを超え70kW以下			60	15	15	15	
			12kW以下			40	4.5		4.5	
	不燃	12kWを超え70kW以下			50	5	—	5		
		12kW以下			20	1.5		1.5		
上記に分類されないもの					23kWを超える	120	45	150	45	

(1) 蒸気管は、可燃性の壁、床、天井等を貫通する部分及びこれらに接触する部分を、けいそう土その他の遮熱材料で有効に被覆すること。	
(2) 蒸気の圧力が異常に上昇した場合に自動的に作動する安全弁その他の安全装置を設けること。	「その他の安全装置」は、次の性能を有するものであること。 (1) 炎監視装置 不着火及び断火の場合に、燃料の供給が停止する構造とし、復旧は手動のみであること。 (2) 空焚き防止装置 ボイラーに水を入れないで運転した場合に、確実にバーナーが起動不能となるか、又は燃焼を停止する等の構造であること。 (3) 温度調節装置 平常運転時における温水、蒸気温度又は蒸気圧力を調整できる構造であること。 (4) 過熱防止装置 温度調節装置の機能の停止又は異常燃焼等により過熱した場合に、燃焼を停止する構造とし、復旧は手動のみであること。 (5) 停電時安全装置（電気を使用するボイラーの場合） 使用中停電した場合に、燃焼を停止し、かつ、再通電した場合でも危険がない構造であること。 (6) 通風装置（ポット式を除く強制通風燃焼方式のボイラーの場合） プレパージ又はポストパージするための通風装置を設けること。 (7) 燃料漏れ 燃料漏れのない構造とすること。

2 前項に規定するもののほか、ボイラーの位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第11号及び第12号を除く。）の規定を準用する。	1 屋内に設けるボイラーにあつては、壁及び天井のボイラーに面する部分は、不燃材料又は準不燃材料で仕上げるを行うこと。ただし入力が70kW以下のボイラーで、常時管理人等に監視される場合は、この限りでない。◆ 2 設置場所は、ボイラー及び燃料タンクの重量に十分耐えられる構造であること。 3 ボイラーは、床又は壁等に堅固に固定すること。 4 ボイラーを屋外又は屋上に設置する場合は、上記2及び3によるほか、次によること。 (1) 屋外用として設計されたものを設置すること。 (2) 風、雨等の影響により、異常燃焼を生じない措置を講じること。 5 ボイラー周囲には、次表に示す距離を確保すること。ただし、条例別表第3に掲げるものを除く。 <table><tr><th colspan="2">壁、柱等の材質</th><th>可燃性の材料</th><th>防火構造又は金属以外の不燃材料</th><th>耐火構造</th></tr><tr><td rowspan="2">23kW未満のもの</td><td>上方</td><td>120以上</td><td>60以上</td><td>45以上</td></tr><tr><td>側方</td><td>30以上</td><td>15以上</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">23kW以上のもの</td><td>上方</td><td>120以上</td><td>60以上</td><td>45以上</td></tr><tr><td>側方</td><td>45以上</td><td>30以上</td><td></td></tr></table>	壁、柱等の材質		可燃性の材料	防火構造又は金属以外の不燃材料	耐火構造	23kW未満のもの	上方	120以上	60以上	45以上	側方	30以上	15以上		23kW以上のもの	上方	120以上	60以上	45以上	側方	45以上	30以上	
壁、柱等の材質		可燃性の材料	防火構造又は金属以外の不燃材料	耐火構造																				
23kW未満のもの	上方	120以上	60以上	45以上																				
	側方	30以上	15以上																					
23kW以上のもの	上方	120以上	60以上	45以上																				
	側方	45以上	30以上																					

(ストーブ) 第5条 ストーブ（移動式のものを除く。以下この条において同じ。）のうち、固体燃料を使用するものにあつては、不燃材料で造ったたき殻受けを付設しなければならない。	固体燃料を使用するストーブは、不燃材料で造り、又は覆うものとし、かつ、底面通気性を持たせた適正な置台の上の設けること。
---	---

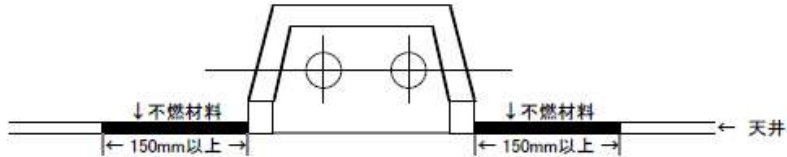
別表第3（抜粋）										
種類					入力	離隔距離(cm)				
						上方	側方	前方	後方	
ストーブ	気体燃料	不燃以外	開放式	バーナーが露出	壁掛け型、つり下げ型	7kW以下	30	60	100	4.5
			半密閉式・密閉式	バーナーが隠ぺい	自然対流型	19kW以下	60	4.5	4.5注	
		不燃	開放式	バーナーが露出	壁掛け型、つり下げ型	7kW以下	15	15	80	4.5
			半密閉式・密閉式	バーナーが隠ぺい	自然対流型	19kW以下	60	4.5	4.5注	
	液体燃料	不燃以外	半密閉式	自然対流型	機器の全周から熱を放散するもの	39kW以下	150	100	100	100
					機器の上方又は前方に熱を放散するもの		15	15	100	15
		不燃	半密閉式	自然対流型	機器の全周から熱を放散するもの	39kW以下	120	100	—	100
					機器の上方又は前方に熱を放散するもの		5	5	5	5
上記に分類されないもの					—	150	100	150	100	

注：熱対流方向が一方向に集中する場合にあつては60cmとする。					
2 前項に規定するもののほか、ストーブの位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第11号から第14号まで及び第17号を除く。）の規定を準用する。					

《細則》

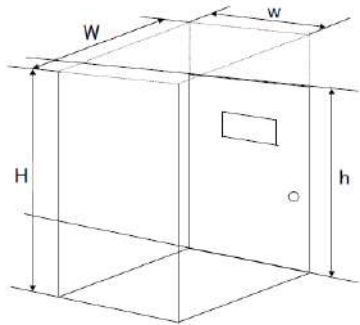
- 1 気体燃料を使用する遠赤外線放射式暖房機のうち、公的検査機関の行う検査合格表示品又はこれと同等以上の安全性が確認されているもので、ガス機器防火性能評定品*について、次のとおりとすること。
- (1) 設置場所は、原則として工場、体育館、プール等天井が高く面積が広い大空間や換気の多い場所で、部分的な暖房が必要な場合とし、対流方式の暖房設備が適さない場所とすること。
- (2) 設置位置が天井面等の高い場所（床面からの高さが3mを超えるもの）の建築構造は、内装を不燃材料とした耐火構造等の不燃構造とすること。ただし、用途上やむを得ない場合（体育館壁面の事故防止用緩衝材等）は、床面から概ね3m以内の内装について、これによらないことができる。
- (3) 気体燃料を使用する遠赤外線放射式暖房機と不燃材料以外の材料による仕上げをした建築物等の部分及び可燃性の物品等との離隔距離は、ガス機器防火性能評定による表示の離隔距離とすることができる。（(2)に該当する 場合を除く。）
- (4) 組込型の場合、機器本体と接触する周囲の天井板は、熱伝導及び対流等を考慮し15cm以上の周囲を不燃材料とすること。

組込型の機器本体と接触する天井板の設置例



- (5) 組込型の場合、機器本体と天井板との接触部は、対流による熱気が天井裏に侵入しない措置をとること。
- (6) 気体燃料を使用する遠赤外線放射式暖房機の給排気方式（CF式、FE式又はFF式）に応じた給排気設備を設けること。
- (7) 気体燃料を使用する遠赤外線放射式暖房機の放射面の周囲には、放射熱で温度上昇した場合に機能に支障となる配線等がないこと。
- (8) 気体燃料を使用する遠赤外線放射式暖房機の設置場所に近い位置で、高さ0.8m以上1.5m以下の位置に、緊急時に容易にガスの供給を遮断できる装置を設けること。（遠隔監視によるものを除く。）
- (9) 気体燃料を使用する遠赤外線放射式暖房機（付属設備を含む。）は、十分な強度を有する構造物の床面、壁面、天井面等に堅固に固定すること。
- (10) 吊り下げ型、壁掛け型（コーナー型）の設備を避難口の上部に設置する場合は、次に掲げる位置とすること。
- ① 床面に対して、図中の点線の上方部分
- ② W・Wに囲われた部分は、床面に対しH以上の部分
- ③ W・Wに囲われた部分以外の部分は、床面に対し扉高さh以上の部分で、かつ、ヒーターはW・Wの部分囲わない（一辺とする）こと。
- なお、バーナー及び排気トップの位置は、努めて避難口から水平距離5m以上離隔すること。

避難口付近への設置の例



- (11) 気体燃料を使用する遠赤外線放射式暖房機は、第23条に掲げる裸火に該当するものであること。

条例基準		細則							
(壁付暖炉)									
第6条 壁付暖炉の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。									
(1) 背面及び側面と壁等との間に10センチメートル以上の距離を保つこと。ただし、壁等が耐火構造であって、間柱、下地その他主要な部分を準不燃材料で造ったものの場合にあっては、この限りでない。									
(2) 厚さ20センチメートル以上の鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造、れんが造、石造又はコンクリートブロック造とし、かつ、背面の状況を点検することができる構造とすること。		条例に掲げる基準のほか、炉体、煙道については、建築基準法令によるほか、本号と同等以上の耐火性能とすること。（亀裂による出火防止のため、鉄筋コンクリート造とすることが望ましい。） なお、煙突及び煙道が、れんが造、石造、コンクリートブロック造である場合は、陶管を差し込み、またはセメントモルタルを塗ること。 また、組積造のものは、鉄筋コンクリート造に比べ、高熱、震動、衝撃等により、目地割れまたは亀裂が生じやすいので、熱気、火気の漏洩防止のため、内部に陶管を差し込むか、モルタルを塗る等の措置を講じること。							
2 前項に規定するもののほか、壁付暖炉の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第7号及び第9号から第12号までを除く。）の規定を準用する。									
(乾燥設備)									
第7条 乾燥設備の構造は、次に掲げる基準によらなければならない。		1 乾燥設備とは、熱により水分等を取り除くための設備をいい、第3条に規定する熱風炉を用いて乾燥を行うものについては本条の規制を受けるものであること。 2 生ごみ処理機については次に該当するものを本条により取り扱う。							
		<table><tr><th>熱源・方式</th><th>概要</th></tr><tr><td>電気乾燥式</td><td>生ごみ処理機の処理槽上部及び底部に設置されている電気ヒーターにより、生ごみを間接加熱し処理槽内を80℃～90℃に制御し、生ごみの水分を蒸発させ減量処理を行う。また、脱臭装置の一次側に設置されている電気ヒーターにより生ごみの臭気を約230℃まで加熱し脱臭を行う。なお、過熱防止装置（温度ヒューズ）が処理槽内及び脱臭装置一次側に設置されている。</td></tr><tr><td>気体燃料乾燥式</td><td>生ごみ処理機に設置されている燃焼装置により加熱された温風を循環させ、処理槽内の生ごみを間接加熱する。また、処理槽内の生ごみから発生した水蒸気は、ラジエーターにより凝縮処理を行う。なお、過熱防止装置（温度ヒューズ）が処理槽内及び脱臭装置一次側に設置されている。</td></tr></table>		熱源・方式	概要	電気乾燥式	生ごみ処理機の処理槽上部及び底部に設置されている電気ヒーターにより、生ごみを間接加熱し処理槽内を80℃～90℃に制御し、生ごみの水分を蒸発させ減量処理を行う。また、脱臭装置の一次側に設置されている電気ヒーターにより生ごみの臭気を約230℃まで加熱し脱臭を行う。なお、過熱防止装置（温度ヒューズ）が処理槽内及び脱臭装置一次側に設置されている。	気体燃料乾燥式	生ごみ処理機に設置されている燃焼装置により加熱された温風を循環させ、処理槽内の生ごみを間接加熱する。また、処理槽内の生ごみから発生した水蒸気は、ラジエーターにより凝縮処理を行う。なお、過熱防止装置（温度ヒューズ）が処理槽内及び脱臭装置一次側に設置されている。
熱源・方式	概要								
電気乾燥式	生ごみ処理機の処理槽上部及び底部に設置されている電気ヒーターにより、生ごみを間接加熱し処理槽内を80℃～90℃に制御し、生ごみの水分を蒸発させ減量処理を行う。また、脱臭装置の一次側に設置されている電気ヒーターにより生ごみの臭気を約230℃まで加熱し脱臭を行う。なお、過熱防止装置（温度ヒューズ）が処理槽内及び脱臭装置一次側に設置されている。								
気体燃料乾燥式	生ごみ処理機に設置されている燃焼装置により加熱された温風を循環させ、処理槽内の生ごみを間接加熱する。また、処理槽内の生ごみから発生した水蒸気は、ラジエーターにより凝縮処理を行う。なお、過熱防止装置（温度ヒューズ）が処理槽内及び脱臭装置一次側に設置されている。								
		3 熱源発生装置としてボイラーを使用する場合は、本条によるほか、第4条の規制が適用となる。							

別表第3（抜粋）

種類					離隔距離(cm)				
					入力	上方	側方	前方	後方
乾燥設備	気体燃料	開放式	衣類乾燥機	不燃以外	5. 8kW以下	15	4. 5	4. 5	4. 5
				不燃				—	
	上記に分類されないもの		内部容積が1m ³ 以上のもの	—	100	50	100	50	
			内部容積が1m ³ 未満のもの		50	30	50	30	

条例基準	細則
(1) 乾燥物品が直接熱源と接触しない構造とすること。	
(2) 室内の温度が過度に上昇するおそれのある乾燥設備にあつては、非常警報装置又は熱源の自動停止装置を設けること。	1 「熱源の自動停止装置」は、乾燥物収容室の異常な温度上昇をとらえて、自動的に熱源を遮断する過熱防止装置をいい、手動で復帰させなければ、熱源の再供給ができない構造のものを指すこと。（温度調整装置は「自動的に熱源を遮断する過熱防止装置」に該当しない。） 2 紙、木材等の可燃性の物品及び危険物（法別表第1の品名欄に掲げる物品で、同表に定める区分に応じ同表の性質欄に掲げる性状を有するものをいう。以下同じ。）または可燃性固体類若しくは可燃性液体類を含有する物品を乾燥するものは、直火を用いないものであること。ただし、火災予防上安全な措置を講じた場合は、この限りでない。 ※ 直火は、赤熱体（炭火、れん炭の火、裸の電熱線等）やバーナーの炎等乾燥物に火炎、火花、アーク等が直接触れるおそれがあるものをいうこと。（熱風、スチーム、温水、赤外線または陶管等で被覆した電熱線はこれに該当しない。） ※ 火災予防上安全な措置は、換気装置による強制換気を行うことで、乾燥により物品から発生する可燃性ガス濃度を爆発下限界の30％未満にすること。
(3) 火粉が混入するおそれのある燃焼排気により直接可燃性の物品を乾燥するものにあつては、乾燥室内に火粉を飛散しない構造とすること。	
2 前項に規定するもののほか、乾燥設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第11号及び第12号を除く。）の規定を準用する。	

(サウナ設備) 第7条の2 サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。	
(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。	
(2) サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。	
2 前項に規定するもののほか、サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。）の規定を準用する。	
(簡易湯沸設備) 第8条 簡易湯沸設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第6号及び第10号から第15号まで、第2項第5号並びに第3項を除く。）の規定を準用する。	1 準用する第3条1項4号の「階段・避難口等を避ける位置」の取扱いは、電気を熱源とする簡易湯沸設備を次の条件を満たすものとした場合は、階段及び避難口から水平距離5m以内の場所に設置することができる。 (1) 電気用品安全法（昭和36年法律第234号）第9条第1号の規定に基づく、特定電気用品の適合性検査に適合する電気温水器で、定格消費電力が5kW以下のもの。 (2) 電気温水器本体に過熱防止装置が設けられていること。 (3) 設置場所の内装は、不燃材料または準不燃材料で仕上げること。 (4) 階段による二方向避難経路が確保されていること。 2 前1によるほか、電気を熱源とする火気使用設備・器具設置基準適合電気温水器を設ける場合は、隠ぺい場所を避ける位置に設けるものとし、洗面台、流し台等の日常使用する什器の扉内に設ける場合は、常時点検できるよう設置する場合に限り設置できるものであること。

別表第3（抜粋）

種類							離隔距離(cm)				
							入力	上方	側方	前方	後方
簡易湯沸設備	気体燃料	不燃以外	開放式	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	7kW以下	40	4.5	4.5	4.5	
					フードを付ける場合		15				
			瞬間型	フードを付けない場合	12kW以下	40	4.5	4.5	4.5		
				フードを付ける場合		15					
			半密閉式				12kW以下	—	4.5	4.5	4.5
			密閉式	常圧貯蔵型			12kW以下		4.5	4.5	4.5
				瞬間型	調理台型	12kW以下	—	0	—	0	
			屋外用		フードを付けない場合	12kW以下	60	15	15	15	
					フードを付ける場合		15				
			不燃	開放式	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	7kW以下	30	4.5	—	4.5
					フードを付ける場合	10					
		瞬間型		フードを付けない場合	12kW以下	30	4.5	—	4.5		
				フードを付ける場合		10					
		半密閉式				12kW以下	—	4.5	—	4.5	
		密閉式		常圧貯蔵型			12kW以下	4.5	4.5	—	4.5
				瞬間型	調理台型	12kW以下	—	0	—	0	
		壁掛け型、据置型			4.5		4.5	4.5			
		屋外用		フードを付けない場合	12kW以下	30	4.5	—	4.5		
	フードを付ける場合			10							
	液体燃料	不燃以外				12kW以下	40	4.5	15	4.5	
		不燃					20	1.5	—	1.5	

条例基準	細則
(給湯湯沸設備) 第8条の2 給湯湯沸設備の位置、構造及び管理の基準 については、第3条（第1項第11号から第14号までを除く。）の規定を準用する。	入力 の算定について、近接して複数台設置する場合は、温水の供給配管が同一系統であり、かつ、同時運転できる機器を一の設備とみなし算定すること。

別表第3（抜粋）

種類						離隔距離(cm)									
						入力	上方	側方	前方	後方					
給湯湯沸設備	気体燃料	不燃以外	半密閉式	常圧貯蔵型		12kWを超え42kW以下	—	15	15	15					
				瞬間型		12kWを超え70kW以下									
			密閉式	常圧貯蔵型		12kWを超え42kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5					
				瞬間型	調理台型	12kWを超え70kW以下					—	0	—	0	
					壁掛け型、据置型										
			屋外用	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	12kWを超え42kW以下	60	15	15	15					
					フードを付ける場合										
		瞬間型		フードを付けない場合	12kWを超え70kW以下	60	15	15	15						
				フードを付ける場合											
		不燃	半密閉式	常圧貯蔵型		12kWを超え42kW以下	—	4.5	—	4.5					
				瞬間型		12kWを超え70kW以下									
			密閉式	常圧貯蔵型		12kWを超え42kW以下	4.5	4.5	—	4.5					
				瞬間型	調理台型	12kWを超え70kW以下					—	0	—	0	
					壁掛け型、据置型										
	屋外用		常圧貯蔵型	フードを付けない場合	12kWを超え42kW以下	30	4.5	—	4.5						
				フードを付ける場合											
		瞬間型	フードを付けない場合	12kWを超え70kW以下	30	4.5	—	4.5							
フードを付ける場合															
液体燃料	不燃以外		12kWを超え70kW以下	60	15	15	15								
	不燃			50	5	—	5								
上記に分類されないもの						—	60	15	60	15					

《細則》

- 1 給湯湯沸設備（気体燃料を使用する給湯湯沸設備（以下、この項において「ガス機器」という。）に限る。）を共同住宅等の開放廊下等に設けるパイプシャフトへ設置する場合は、次によること。
- (1) パイプシャフト設置の条件
- ① パイプシャフトの条件
- ア 開放廊下等に面していること。
- イ パイプシャフトを構成する床及び壁は次の構造とすること。
- a 床は各階で、耐火構造の水平区画を行うこと。
- b 住戸（居住空間）とは、耐火構造の壁で区画すること。
- ウ パイプシャフトの内装は不燃材料で造られた建築物の部分であること。
- エ とびらは、板厚0.8mm以上の鋼鉄製とし、施錠等のできる構造（非常時にコイン等で容易に開閉できるもの）とすること。
- オ とびらの上下には各100cm²程度の換気口を設けること。ただし、パイプシャフト内に電線、電気開閉器その他の電気設備が施設してある場合は、換気口の各々の開口面積はパイプシャフトの正面の面積の5%以上とし、かつ、最低500cm²以上とするか、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）第69条の基準に準じた防爆工事等を行うこと。
- カ 扉内設置型（屋外用ガス機器に限る。）の場合のとびらには、排気筒断面積以上の給気口を設けること。

①標準設置型

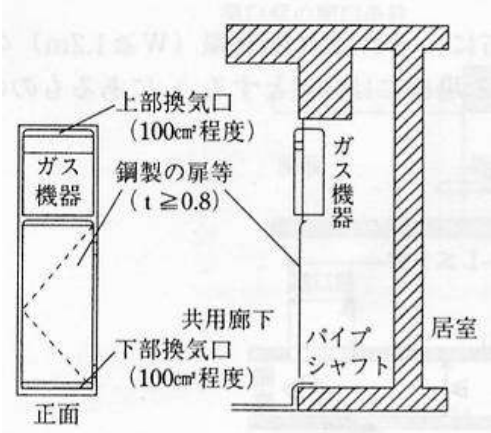


図8-2-1

②扉内設置型

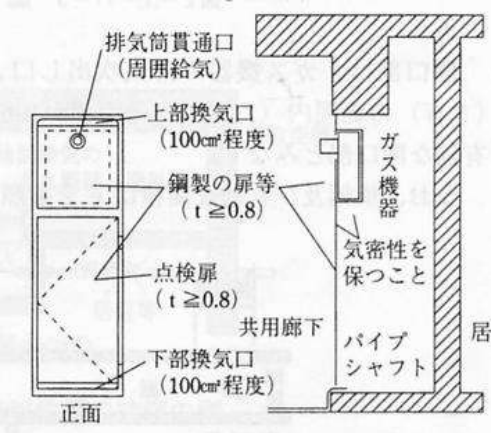


図8-2-2

③PS設置型

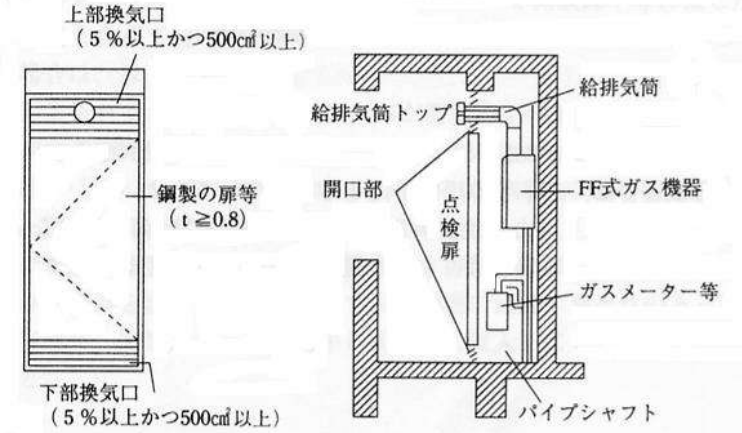


図8-2-3

② 開放廊下等の条件

- ガス機器の燃焼排ガスを開放廊下等に排出する場合は、当該廊下等は燃焼排ガスの滞留しない空間を有したのであること。
- 廊下等の一面は外気に開放されていることを原則とするが、壁、窓等で一部閉鎖されている場合、その開口条件は次のとおりとする。
- ア 廊下等は、左右に風を吹き抜けることが必要で、ガス機器の設置場所を中心にして、左右両側に開口部があることを原則とする。

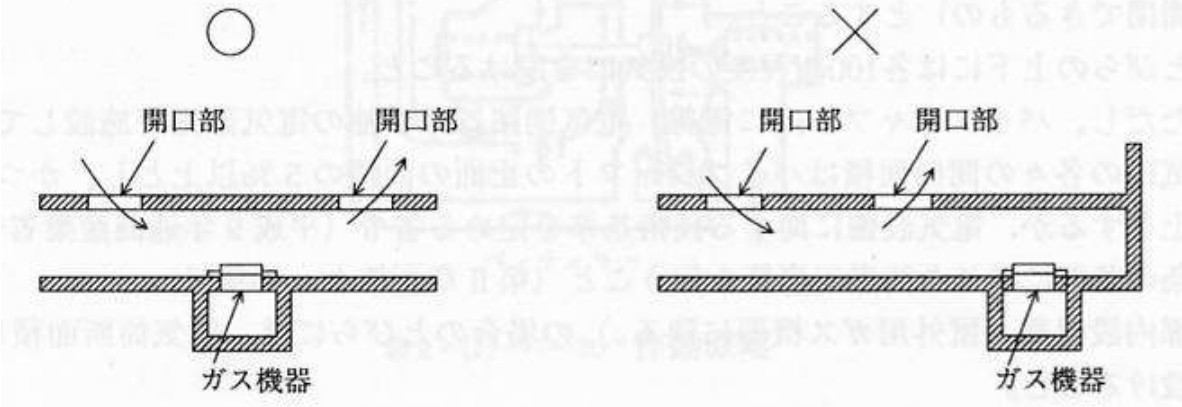


図8-2-4

- イ 開口部は、ガス機器の排気吹出し口より左右に、それぞれ廊下幅（W≧1.2m）の5倍（5W）の範囲内（ただし、その値が10mを超える場合には10mとする。）有効な開口部とみなす。

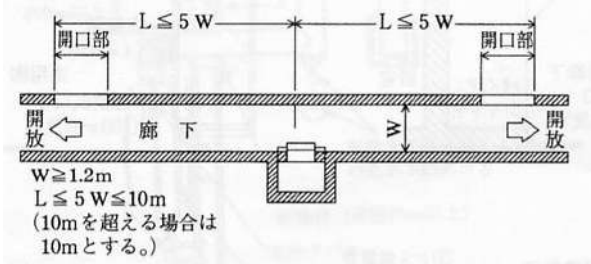


図8-2-5

なお、横幅及び有効な面積はeを参照すること。

ウ 袋小路等への設置

a 袋小路への設置

ガス機器のガス消費量が2.3kW以下のもので、ガス機器の給排気口の中心が開口部から、3m以内にある場合は、廊下等の片側が閉そくされていてもよい。この場合、袋小路の上方の燃焼排ガスの滞留する部分には開口部がないこと。ただし、やむを得ず開口部を設ける場合は、有効な逆流防止措置等（逆流防止ダンパー等）を講ずること。

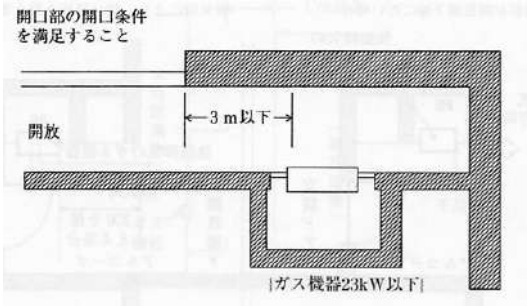


図8-2-6

b 強制排気ガス機器の袋小路等への設置

強制排気ガス機器（ガス消費量7.0kW以下に限る。）で専用の排気筒を用いて排気筒を延長し開放部分に燃焼排ガスを出す場合は、袋小路に設置することができる。ただし、ガス機器が屋外用の場合は、排気筒を屋内（パイプシャフト等は除く。以下、同じ。）に設置してはならない。

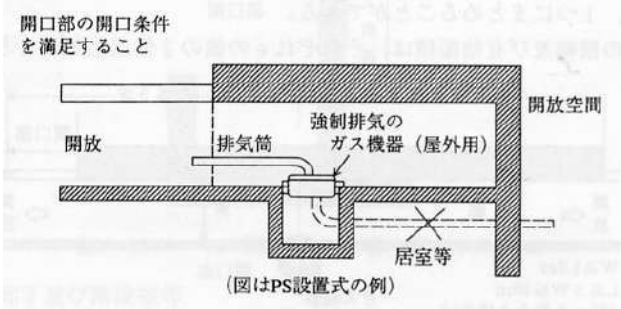


図8-2-7

c アルコーブ（共同住宅の玄関前で、外壁面から少しくぼんだ形になっている空間）への設置

強制排気ガス機器（ガス消費量7.0kW以下）を開放廊下等に接したアルコーブ（天井、壁は下地を含めて不燃材料とする。）に設けられたパイプシャフト等を利用して設置する場合は、以下によること。

- 設置されるガス機器の排気吹出口が開放廊下の壁面から200mm以内の場合は、燃焼排ガスを直接開放廊下に向けて吹き出してよい。
- 下図の寸法が200mmを超える場合は、専用の排気筒を用いて排気筒を延長し、開放廊下に燃焼排ガスを排出すること。ただし、ガス機器が屋外用の場合は、排気筒を屋内に設置してはならない。
- ガス機器を設置するに当たっては、周囲に延焼のおそれのある可燃物がないこと。
- 有風時、燃焼排ガスが玄関から住戸内に流入しにくいようドアの開閉方向に注意すること。

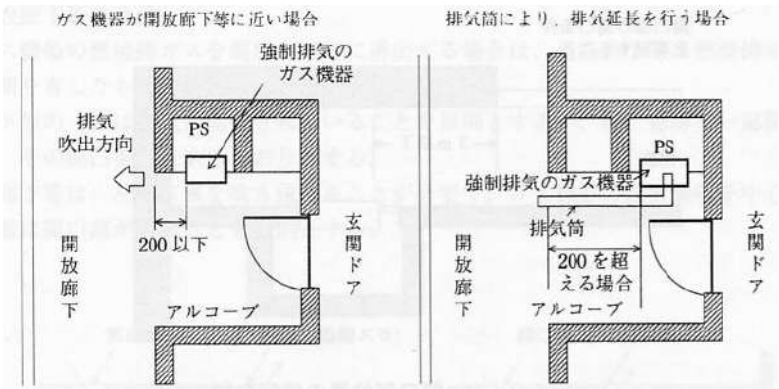


図8-2-8

- 廊下等の開口部は、ガス機器の排気吹出口に近くできるだけ均等に配置し、1つのガス機器の排気吹出口に対して2か所以上（左右に配置する。）を原則とする（図8-2-4（廊下等の開放条件の例）参照）。ただし、設置計画どうしても避けられない場合にあっては、有効面積の合計を確保することにより、1つにまとめることができる。この場合の横幅及び有効面積は、それぞれeの値の2倍以上とすること。

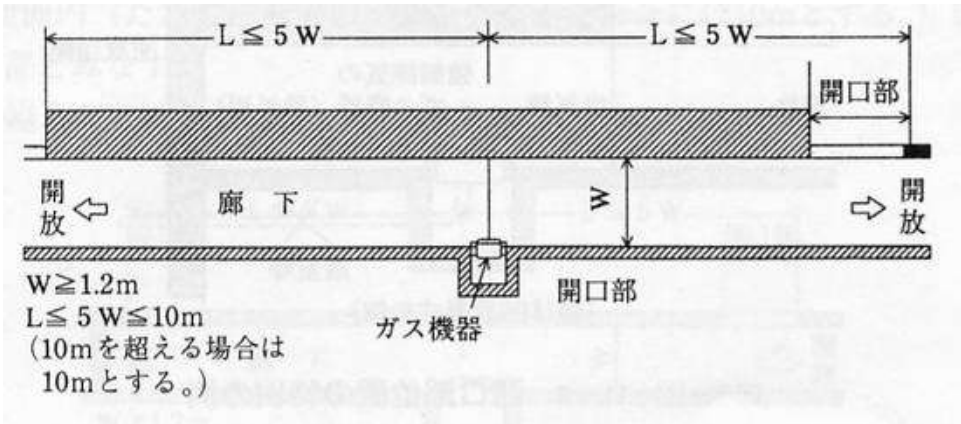


図8-2-9

e 各開口部の横幅及び有効面積は次のとおりとする。

- 強制排気ガス機器（排気吹出方向が下向きのものを除く。）の場合は、ガス機器のガス消費量1.2kW当たり横幅30mm以上で、有効面積は0.045㎡以上であるこ

と。

ii 前 (a) 以外の場合は、ガス機器のガス消費量1. 2kW 当たり横幅6 0mm以上で、有効面積0. 0 9 m²以上であること。

f 廊下等は、原則としてその先端から隣地境界線まで0. 5 m²以上都市、かつ隣地建物の外壁までは1 m以上の空間を有すること。

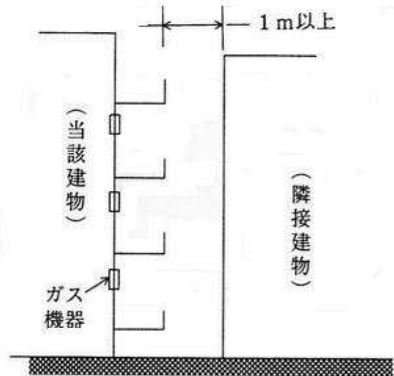


図8-2-1 0

g 開口部の上端は、廊下天井面になるべく近づけ、下がり壁のある場合、その寸法は3 0 0mm以下とする。



図8-2-1 1

(2) パイプシャフトに設置できるガス機器の条件

① 屋外用ガス機器

ガス機器は、P S設置式（第三者検査機関により安全が確認されているもの）であり、1住戸の用に供するもの（1台のガス機器から複数の住戸に供することを含まない。）であること。

P S設置式ガス機器の構造については次のとおりである。

ア ガス消費量が7 0kW 以下のガス機器であること。

イ 密閉構造又はこれに準ずるガス機器で、バーナーが隠ぺいされているものであること。

ウ 圧力調整器が備えられており、バーナーガス圧に変動がないものであること。

エ 過熱防止装置及び立消え安全装置が備えられていること。

オ ガス用品等の基準により安全性が確認されたものであること。

② 密閉式ガス機器

第三者検査機関又は製造者等で実施した試験データ等から、消防機関において機器の安全が確認されているもの。

③ ガス機器の設置高さ

ガス機器は、その排気吹出口の下端が廊下床面から1, 8 0 0mm程度となるよう設置すること。

④ 扉内設置型ガス機器（屋外用ガス機器）

前アからりによるほか次によること。

ア 扉内設置に用いる「取付ボックス」は、板厚0. 8mm以上の銅製とすること。

イ 設置に当たっては、パイプシャフトとの間を気密にすること。

⑤ P S設置型ガス機器（密閉式ガス機器）

前アからりによるほか、次によること。

ア 燃焼に必要な空気は、直接パイプシャフト外から取り入れ、燃焼排ガスも直接パイプシャフト外に排除すること。

イ 給排気筒の材料は、不燃性であって、耐熱性、耐食性を有するものであること。

ウ 給排気筒は、排気能力が十分確保できるように設置すること。

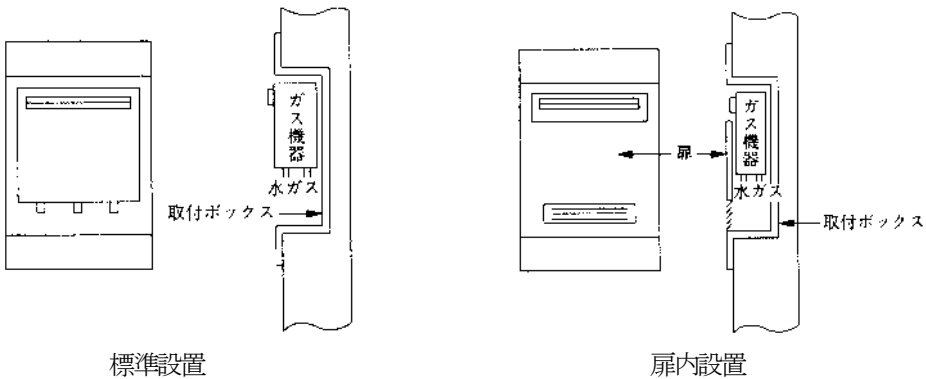
エ 給気筒及び排気筒の接続部に漏れを生じないように接続すること。

また、はずれ防止措置を講ずること。

オ 排気筒の横引き部分にはこう配をつけ、その先端はドレンを排除できる構造であること。

(3) 開放廊下等に面する壁体にガス機器を組込んで設置する場合

専用の取付ボックスを用いて、ガス機器を建築物（主に木質系の3階以下のプレハブ共同住宅等）外壁の凹状のくぼみに設置する方式。外壁のくぼみに直接設置する場合とガス機器の前面を金属製のとびらで覆う場合がある。



① 壁組込みに設置できるガス機器の条件

設置できるガス機器は、壁組込設置式ガス機器（第三者検査機関又は製造者等で実施した試験データ等から、消防機関において機器の安全が確認されているもの）であり、1住戸の用に供するものであること。

壁組込式ガス機器の構造については次のとおりである。

ア ガス機器1 台当たりのガスの消費量が7 0kW 以下のもの

イ 密閉構造又はこれに準ずるガス機器で、バーナーが隠ぺいされているもの

ウ 圧力調整器が備えられており、バーナーガス圧に変動がないもの

エ 過熱防止装置及び立消え安全装置を有するもの

オ 空だきを生じない構造であるもの

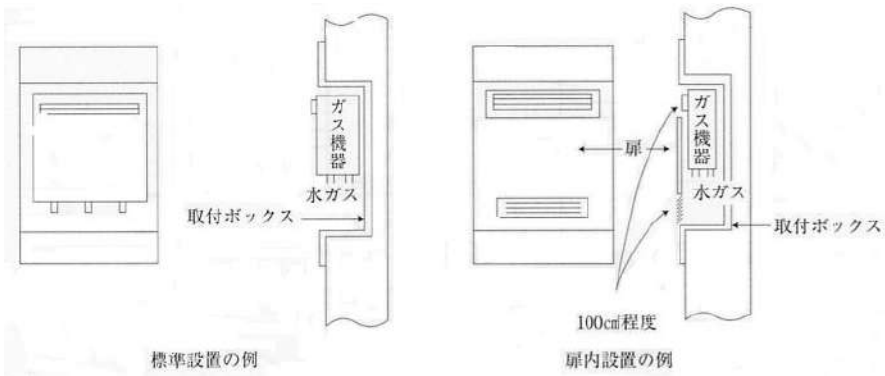
カ ガス用品等の基準により安全性が確認されたもの

② 壁組込設置の条件

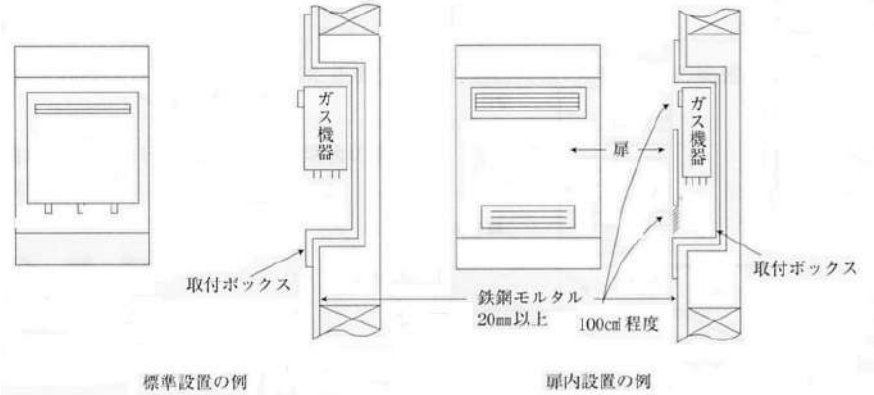
- ア 開放廊下等に面し、燃焼排ガスの滞留しない場所に設置すること。
- イ 壁組込設置式ガス機器に用いる専用ボックスと「特定不燃材料以外の材料による仕上げ又はこれに類似する仕上げをした建築物等の部分及び可燃性の物品」ととの離隔距離は、第三者検査機関が行う防火性能評定の試験により、防火性能が確認された離隔距離（下図の表示銘板に記載された距離）で設置すること。

ガス機器防火性能評定品			
可燃物からの離隔距離（単位 cm）			
上方	側方	前方	後方
0 以上	0 以上	60 以上	0 以上
財団法人日本ガス機器検査協会			
この機器は専用の取付ボックスと一体として評定したものであり、離隔距離（上方、側方及び後方）は専用の取付ボックスからの距離である。			

① 耐火構造の場合



② 防火構造の場合



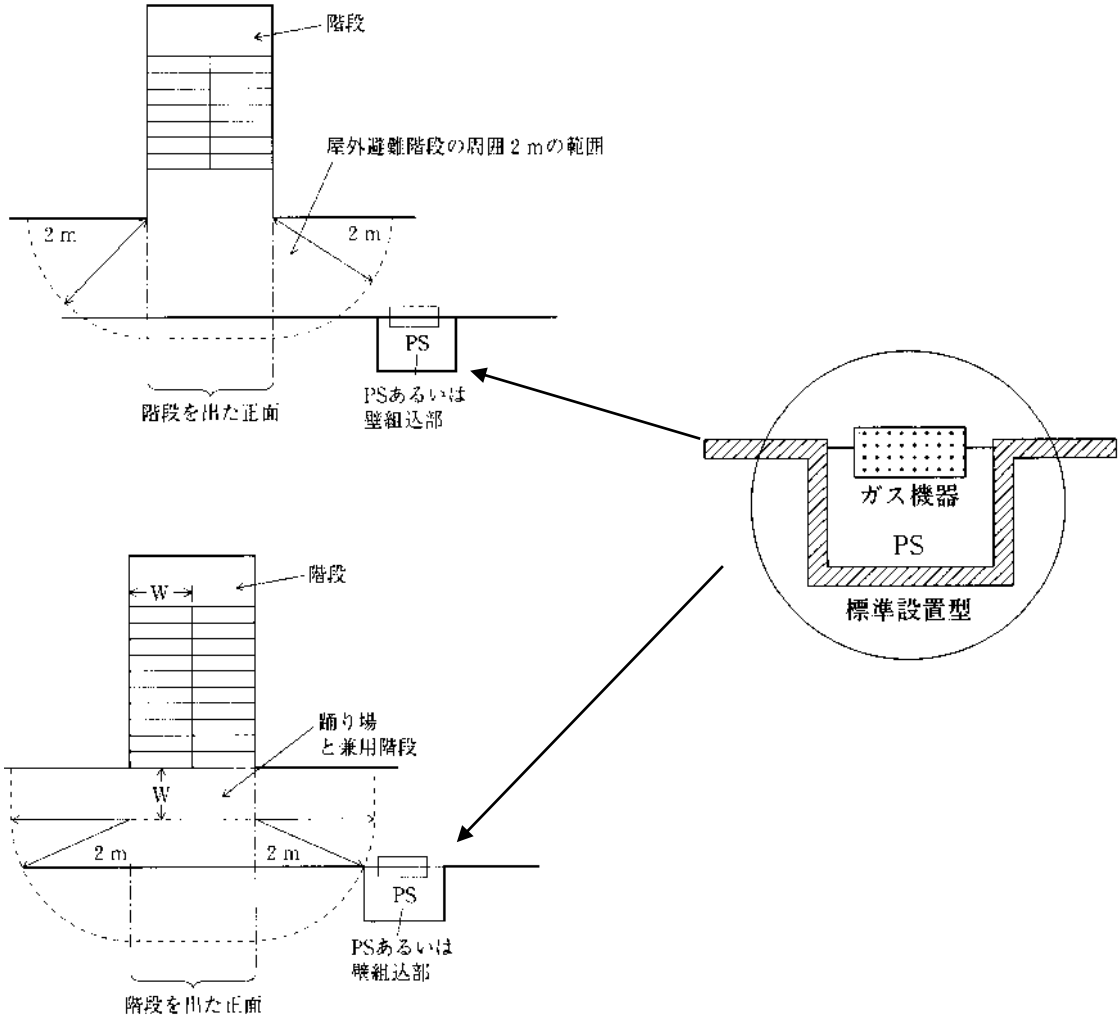
- ウ 外壁は、防火上及び構造耐力上問題がないこと。
- エ 共同住宅の開放廊下に面して設置する場合は、排気吹出口の高さは、床面より1,800mm程度とすること。

(4) 屋外（避難）階段付近へのガス機器の設置

屋外（避難）階段付近にはできる限り設けないようにすべきであるが、設計上又は工法上、当該場所を避けることが困難な場合は、前（3）又は（4）によるほか次によること。

① 屋外階段を出た正面又は屋外避難階段の周囲2mの範囲を避けた位置への設置

- ア パイプシャフトに設置するものにあつては、次によること。
- a 設置場所周囲に延焼のおそれのある「特定不燃材料以外の材料による仕上げ又はこれに類似する仕上げをした建築物等の部分及び可燃性の物品」がないこと。
- b 避難通路としての有効幅員が確保されていること。
- イ 壁組込設置式にあつては、次によること。
- a 壁組込設置式ガス機器に用いる専用ボックスと「不燃材料以外の材料による仕上げ又はこれに類似する仕上げをした建築物等の部分及び可燃性の物品」ととの離隔距離は、第三者検査機関が行う防火性能評定の試験により、防火性能が確認された離隔距離で設置すること。



(5) 屋外階段を出た正面や、屋外避難階段の周囲2mの範囲への設置

前アによるほか、次によること。

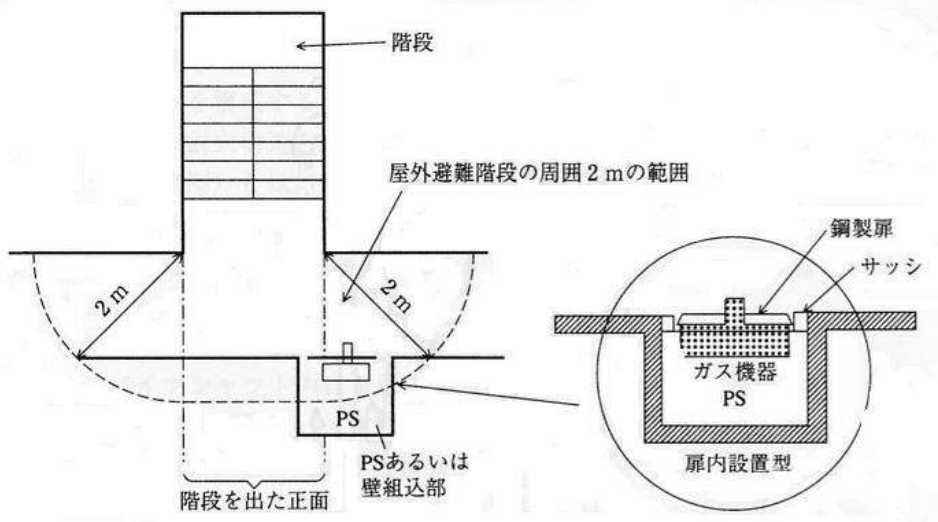
① パイプシャフトに設置するものにあつては、次によること。

- ア 扉内設置型のガス機器とすること。
- イ とびらの上下に設ける換気口は100cd程度とすること。
- パイプシャフト内に電線、電気開閉器その他の電気設備が施設されている場合は、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）第69条の基準に準じた防爆工事を行うこと。

※ 密閉式ガス機器をパイプシャフト内に設ける場合（PS設置型）（図8-2-1から3参照）は、当該場所に設置することができない。

② 壁組込設置式にあつては、次によること。

- ア 外壁が耐火構造又は防火構造である共同住宅に限ること。
- イ ガス機器前面を金属製の扉で覆うこと。



- (注 1) アルコーブ設置の場合も上記に準ずる。
- (注 2) 壁組込設置式のガス機器は、専用の取付ボックスと一体として設置すること。

(6) 電気温水器を隠ぺい場所に設ける場合の位置

条例第 3 条第 1 項第 1 9 号の規定に適合する電気温水器を、洗面台、流し台等日常使用する什器の扉内に設ける場合、常時点検できる状態である場合に限り設置できること。

条例基準	細則
(燃料電池発電設備) 第 8 条の 3 屋内に設ける燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、熔融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であつて火を使用するものに限る。第 3 項及び第 5 項、第 1 7 条の 2 並びに第 4 4 条第 1 1 号において同じ。）の位置、構造及び管理の基準については、第 3 条第 1 項第 1 号(アを除く。)、第 2 号、第 4 号、第 5 号、第 7 号、第 9 号、第 1 7 号(ウ、ス及びセを除く。)、第 1 8 号及び第 1 8 号の 3 並びに第 2 項第 1 号、第 1 1 条第 1 項(第 7 号を除く。)並びに第 1 2 条第 1 項(第 2 号を除く。)の規定を準用する。	
2 前項の規定にかかわらず、屋内に設ける燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池又は固体酸化物燃料電池による発電設備であつて火を使用するものに限る。以下この項及び第 4 項において同じ。）であつて出力 1 0 キロワット未満	
もののうち、改質器の温度が過度に上昇した場合若しくは過度に低下した場合又は外箱の換気装置に異常が生じた場合に自動的に燃料電池発電設備を停止できる装置を設けたものの位置、構造及び管理の基準については、第 3 条第 1 項第 1 号(アを除く。)、第 2 号、第 4 号、第 5 号、第 7 号、第 9 号、第 1 7 号(ウ、ス及びセを除く。)、第 1 8 号及び第 1 8 号の 3 並びに第 2 項第 1 号及び第 4 号、第 1 1 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 4 号、第 8 号及び第 1 0 号並びに第 1 2 条第 1 項第 3 号及び第 4 号の規定を準用する。	
3 屋外に設ける燃料電池発電設備の位置、構造及び管理の基準については、第 3 条第 1 項第 1 号(アを除く。)、第 2 号、第 4 号、第 5 号、第 7 号、第 9 号、第 1 0 号、第 1 7 号(ウ、ス及びセを除く。)、第 1 8 号及び第 1 8 号の 3 並びに第 2 項第 1 号並びに第 1 1 条第 1 項第 3 号の 2 及び第 5 号から第 1 0 号まで(第 7 号を除く。)並びに第 2 項並びに第 1 2 条第 1 項第 1 号、第 3 号及び第 4 号の規定を準用する。	
4 前項の規定にかかわらず、屋外に設ける燃料発電設備であつて出力 1 0 キロワット未満のものうち、改質器の温度が過度に上昇した場合若しくは過度に低下した場合又は外箱の換気装置に異常が生じた場合に自動的に燃料電池発電設備を停止できる装置を設けたものの位置、構造及び管理の基準については、第 3 条第 1 項第 1 号(アを除く。)、第 2 号、第 4 号、第 5 号、第 7 号、第 9 号、第 1 0 号、第 1 7 号(ウ、ス及びセを除く。)、第 1 8 号及び第 1 8 号の 3 並びに第 2 項第 1 号及び第 4 号、第 1 1 条第 1 項第 8 号及び第 1 0 号並びに第 1 2 条第 1 項第 3 号及び第 4 号の規定を準用する。	
5 前各項に規定するもののほか、燃料電池発電設備の構造の基準については、発電用火力設備に関する技術基準を定める省令(平成 9 年通商産業省令第 5 1 号)第 3 0 条及び第 3 4 条の規定並びに電気設備に関する技術基準を定める省令(平成 9 年通商産業省令第 5 2 号)第 4 4 条の規定の例による。	安全装置等については、次によること。 (1) 次に掲げる発電用火力設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年通商産業省令第 5 1 号）の規定の例によること。 ① 燃料電池設備の材料（第 3 0 条） ② 非常停止装置（第 3 4 条） (2) 電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年通商産業省令第 5 2 号）第 4 4 条に規定する発電電設備等の損傷による供給支障の防止の例によること。
(掘ごたつ及びいりり) 第 9 条 掘ごたつの火床又はいりりの内面は、不燃材料で造り、又は被覆しなければならない。	
2 掘ごたつ及びいりりの管理の基準については、第 3 条第 2 項第 1 号及び第 4 号の規定を準用する。	
(ヒートポンプ冷暖房機) 第 9 条の 2 ヒートポンプ冷暖房機の内燃機関の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。	ヒートポンプ冷暖房機は、液体燃料及び気体燃料を使用する内燃機関により、冷媒用コンプレッサーを駆動し、冷媒のヒートポンプサイクルにより冷暖房を行う設備であること。
(1) 容易に点検することができる位置に設けること。	
(2) 防振のための措置を講ずること。	「防振のための措置」は、内燃機関の存する床又は台を建築物その他の部分と切り離すか、又はスプリング、ゴ

	ム、砂、コルク等により振動を吸収する構造とすること。				
条例基準	細則				
(3) 排気筒を設ける場合は、防火上有効な構造とすること。	1 「排気筒」は、内燃機関の排気ガスを排出するための筒をいうこと。 2 「防火上有効な構造」は、排気筒の遮熱材を不燃材料とするとともに、以下の基準に適合すること。 (1) 排気筒を周囲の可燃性の部分と接触させないこと (2) 排気ガスの熱により燃焼するおそれのある可燃物の付近に排気口を設けないこと 3 暖房機本体及び電気ヒーターを使用する加湿器は、天井裏等の隠ぺい場所に設置することはできないが、電気を熱源とする暖房機のうち、補助ヒーター組込みのヒートポンプ方式で、暖房機本体は電気装置安全基準によるほか、次による場合は、この限りでない。 (1) 使用する遮熱材は、グラスウールまたはロックウール等の不燃材料とすること。 (2) 外かく表面温度の温度上昇試験性能は、次の表によること。 <table><tr><td>平常温度上昇試験</td><td>90℃以下</td></tr><tr><td>異常温度上昇試験</td><td>100℃以下</td></tr></table> (3) 暖房機は、可燃性の部分から周囲60cm、上方にあつて1m以上の距離を保つこと。 (4) 電気ヒーターが有効に点検できる位置に、一辺の長さが60cm以上の大きさの点検口を設けること。 4 内燃機関（付属設備を含む。）以外の部分（熱交換器等）の温度が100℃を超えるおそれがないことから、当該部分は、この項の規定は適用しない。	平常温度上昇試験	90℃以下	異常温度上昇試験	100℃以下
平常温度上昇試験	90℃以下				
異常温度上昇試験	100℃以下				
2 前項に規定するもののほか、ヒートポンプ冷暖房機の内燃機関の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第10号から第15号まで、第18号、第18号の2及び第19号、第2項第5号並びに第3項を除く。）の規定を準用する。					
（火花を生ずる設備） 第10条 グラビア印刷機、ゴムスプレッダー、起毛機、反毛機その他その操作に際し、火花を生じ、かつ、可燃性の蒸気又は微粉を放出する設備(以下「火花を生ずる設備」という。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。					
(1) 壁、天井(天井のない場合においては、屋根)及び床の火花を生ずる設備に面する部分の仕上げを準不燃材料とした室内に設けること。					
(2) 静電気による火花を生ずるおそれのある部分に、静電気を有効に除去する措置を講ずること。	「静電気を有効に除去する措置」は、次に掲げるいずれかの方法によること。 (1) 室内の空気湿度を高める方法 (2) 放射性物質（R I）を用いるか又は高電圧によるコロナ放電によりイオン化する方法 (3) 接地工事をする方法（紙、ゴム又は繊維等の電気の不良導体中に存在する電荷を除去が困難であるものは、当該部分については、接地された金属製のブラシを接触させる等必要な措置を講じること。） (4) 上記のほか有効な方法				
(3) 可燃性の蒸気又は微粉を有効に除去する換気装置を設けること。	1 「可燃性の蒸気を有効に除去する換気装置」は、発生する可燃性の蒸気等の濃度が爆発下限界30％以上とならない換気能力を有するものとする。 2 「可燃性の微粉を有効に除去する換気装置」は、微粉の爆発下限界の明示は困難であるため、粉じん爆発のないうち十分換気するとともに、火花等による着火を防止するため、微粉を堆積させないよう清掃に努めること。 ※ 可燃性の微粉 マグネシウム粉、アルミニウム粉、亜鉛粉、チタン粉、シリコン（金属珪素）、フェロシリコン（珪素鉄）、石炭粉、硫黄粉、澱粉、小麦粉、ポリエチレン樹脂粉、ベークライト粉、粉石けん、ナフタリン、無水フタル酸、綿ぼり など				
(4) 火花を生ずる設備のある室内においては、常に、整理及び清掃に努めるとともに、みだりに火気を使用しないこと。					
（放電加工機） 第10条の2 放電加工機(加工液として法第2条第7項に規定する危険物を用いるものに限る。以下同じ。)の構造は、次に掲げる基準によらなければならない。					
《細則》 放電加工機については、この条に定めるほか、次に掲げる基準（危険物保安技術協会による基準）によること。 なお、この基準に基づき試験を行い、合格したものについては「放電加工機型式試験確認済証」が貼付されるものであること。 放電加工機の火災予防に関する基準 1 この基準は、放電加工機の構造、機能等について定めるもので、放電加工機に起因する火災の発生を防止することを目的とする。 2 基準の適用範囲 この基準は、引火点が70℃以上の危険物を加工液として使用する放電加工機について規定するものとし、放電加工機において使用する危険物の数量が400ℓ未満のものも対象とする。 3 用語の意義 この基準で使用する用語の意義は、次のとおりとする。 (1) 「放電加工機」とは、加工液中において工具電極と工作物との間に放電をさせ、工作物を加工する機械をいい、形彫り放電加工機、NC形彫り放電加工機及びワイヤ放電加工機がある。 (2) 「加工液」とは、放電加工における加工部の除去作用、冷却及び加工屑を排出させるために使用される液体をいう。 (3) 「加工槽」とは、放電部分において適量の加工液を満たすための槽をいう。 (4) 「加工液タンク」とは、加工液を加工槽内に循環させるために必要な量の加工液を貯えるためのタンクをいう。 (5) 「最高液面高さ」とは、加工槽内の加工液を溢流させないために定められた液面最大高さをいう。 (6) 「設定液面高さ」とは、工作物の放電加工部分から液面までの間に必要最小限の間隔を保つための液面高さをいう。 (7) 「最高許容液温」とは、加工槽内の放電加工部分以外における加工液の温度で、使用最高限度の温度をいう。 (8) 「工具電極」とは、工作物に対向し、工作物を放電加工するための電極をいう。 (9) 「炭化生成物」とは、放電によって両極間に生じる高熱により加工液が熱分解し、その結果発生する炭素を主体とする物質をいう。 (10) 「最大防護面積」とは、火災の発生を防止する必要がある部分の面積であつて、ここでは加工槽内の加工液の露出面積をいう。 4 構造及び機能上の基準 構造及び機能上の基準は、次のとおりとする。 (1) 加工液タンク等 1) 加工液タンクは、次によること。 a) 厚さ3.2mm(加工液タンクの容量が400ℓ未満のものにあつては、2.3mm)以上の鋼板又はこれと同等以上の強度を有する金属で造るとともに、水張試験によって漏れ又は変形しないものであること。 b) 外面にさび止めのための措置を講ずること。ただし、ステンレス鋼その他さびにくい材質で造られたタンクにあつては、この限りでない。 c) 地震等により容易に転倒しないような構造とすること。 2) 加工液供給装置と加工槽を接続する配管は、鋼製その他の金属製とし、かつ、当該配管に係る最大常用圧力の1.5倍以上の水圧試験において漏れその他の異常がないものであること。 3) 加工槽は、次の条件を満足するものであること。 a) 不燃性のもので、かつ、耐油性が優れており、割れにくい材料であること。 b) 加工液が溢れないように液面調整ができる構造であること。 c) 加工槽内の液温が著しく不均一にならないように加工液の循環等について考慮されていること。					

d) 加工槽の扉は、容易に開かない構造のものであること。

(2) 安全装置
放電加工機は、次の安全上の機能を有するものであること。

- 液温が最高許容液温を超えたとき、直ちに加工を停止する機能を有するものであること。この場合の液温検出は、加工槽内の適切な位置において行うことができるものであること。この場合、最高許容液温は6 0℃以下であること。
- 最高液面高さを超えない構造とすること。
- 設定液面高さより液面が低下した場合(地震時の液面揺動等による影響を含む。)、直ちに加工を停止することができるものであること。
- 工具電極と工作物との間の炭化生成物の発生成長等による異常を検出するものとし、検出した場合は直ちに加工を停止する機能を有するものであること。
- 工具電極の取付部分は、工具電極を確実に取り付けることができる構造であること。

5 自動消火装置等の構造及び機能上の基準
放電加工機には、加工液の火災を自動的に消火する自動消火装置を備えることとし、当該自動消火装置の構造及び機能は、次のとおりとする。

- 放電加工機の加工液に引火したとき、自動的に火災を感知し、加工を停止するとともに警報を発し、消火できる機能を有するものであること(ただし、手動操作においても消火剤の放射ができるものであること。)
- 自動消火装置の主要部は、不燃性又は難燃性を有し、かつ、消火剤に侵されない材料で造るとともに、耐食性を有しないものにあつては当該部分に耐食加工を施すこと。
- 消火剤の量は、放電加工機の加工槽の形状、油面の広さ等に対応して消火するために必要な1を保有することとし、その量は、消火剤の種類に応じ、次表に定める容量又は重量以上とすること。
なお、消火の際の最大防護面積は方形加工槽の2辺の積で表わすものとする。ただし、2辺の比が2を超える場合は、長辺の2分の1の長さを短辺とする長方形の面積を最大防護面積とする。

消火剤の種類	消火剤の容量又は重量
水成膜泡	5. 0ℓ／m ² 以上
第1種粉末	6. 8 k g／m ² 以上
第2種、第3種粉末	4. 0 k g／m ² 以上
第4種粉末	2. 8 k g／m ² 以上
ハロン2402	6. 8 k g／m ² 以上
ハロン1211、ハロン1301	6. 2 k g／m ² 以上

備考 ハロン1211、ハロン1301を消火剤とするものの本体容器の内容積は、重量1kgにつき700cm³及び900cm³以上であること。

- 自動消火装置は、取扱い及び点検、整備を容易に行うことができる構造であるとともに、耐久性を有するものであること。
- 電気を使用するものにあつては、電圧の変動が± 1 0%の範囲で異常が生じないものであるとともに、接触不良等による誤操作が生じないものであること。
- 感知器型感知部は、火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令(昭和5 6年自治省令第1 7号)に適合するものであること。
- 消火剤貯蔵容器で、高圧ガス取締法(昭和2 6年法律第2 0 4号)の適用を受けるものについては、同法及び同法に基づく施行令の定めるところによるものであること。
- 消火器に用いる加圧用ガス容器は、消火器の技術上の規格を定める省令(昭和3 9年自治省令第2 7号)第2 5条の規格に適合するものであること。
- 消火剤は、消火器用消火薬剤の技術上の規格を定める省令(昭和3 9年自治省令第2 8号)第1条の2、第5条(ハロン2 4 0 2に限る。)、第6条及び第7条並びに泡消火薬剤の技術上の規格を定める省令(昭和5 0年自治省令第2 6号)第2条第1項第4号の規定に適合するものであること。
- 直接炎に接するおそれのある部分の放出導管及び管継手は、JIS-H3300(銅及び銅合金継目無管)に適合するもの又はこれらと同等以上の強度及び耐食性(耐食加工を施したものを含む。)並びに耐熱性を有するものであること。
- 易融性金属型感知部及び炎検知型感知部は、火災を自動的に検知するものとするほか、次によること。
 - 確実に作動し、かつ、取扱い、保守点検及び附属部品の手入れが容易にできること。
 - 耐久性を有すること。
- 消火装置の作動により、放電加工機が停止するため及び消火装置が作動したことを表示するための移報用端子を設けること。
- 火災感知部は、加工槽及び加工液タンクに係る火災を有効に感知するために十分な数量のものが、適切な位置に配置されていること。

6 表示等
表示等については、次のとおりとする。

- 表示
放電加工機には、次の事項を記載した表示を適切な位置に取り付けること。
 - 使用する加工液の危険物品名(例:第4類第3石油類)
 - 使用する加工液は引火点が7 0℃以上のものとする旨の注意事項
 - 使用する加工液の最高許容液温設定値は6 0℃以下とする旨の注意事項
 - 放電加工部分と加工液面との必要最小間隔
 - 火気厳禁
 - 自動消火装置には、次の事項を記載した表示を適切な位置に取り付けること。
 - 使用消火剤の種類及び容量(ℓ)又は重量(kg)
 - 最大防護面積(m²)
 - 放射時間
 - 感知部の種類及び作動温度
 - 感知部及び放出口の設置個数並びに設置位置
 - 製造年月
 - 製造番号
 - 型式記号
- マニュアルについて
(1)の「表示」の内容及び次の各事項について記載した使用者向けのマニュアルが作成されていること。
 - 作業上の注意事項
 - 放電加工機の作業場周辺は常に整理整頓に努めるとともに、暖房器、溶接機、グラインダ等の着火源になるような設備を設けて作業をしてはならないこと。
 - 工具電極を確実に取り付けること。
 - 工作物の締付けボルト等の突起物と放電加工機のヘッドとの間で、接触又は異常放電を生じないための間隔を保つことを確認した後に加工を開始すること。
 - 定期点検
放電加工機を設置し、又は使用する者は、次の機能を定期的に点検すること。
 - 安全装置の諸機能
 - 液温検出及び加工停止連動機能
 - 設定液面高さの検出及び加工停止連動機能
 - 電極間の炭化生成物の発生成長による異常加工の検出及び加工停止連動機能
 - 自動消火装置の機能
 - 火災感知機能
 - 警報作動機能
 - 加工停止機能
 - A)～ウ)までの連動機能及び自動消火装置の起動装置との連動機能
 - 禁止事項
 - 吹きかき加工
 - 加工液として、引火点7 0℃未満の危険物を使用すること
 - 安全装置の取外し時の加工

参考：危険物保安技術協会による放電加工機型式試験確認済証

放電加工機型式試験確認済証

確認番号 No.

確認年月 年 月

危険物保安技術協会

備考 1 放電加工機型式試験確認済証は金属板とし、厚さは0. 3mmとする。
2 放電加工機型式試験確認済証の地は赤色とし、文字は銀色とする。

10 - 23

3 前2項に規定するもののほか、放電加工機の位置、構造及び管理の基準については、前条(第2号を除く。)の規定を準用する。									
(変電設備) 第11条 屋内に設ける変電設備(全出力20キロワット以下のものを除く。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。	全出力(容量)の算定は、次によること。 変圧器の全出力は、受電用遮断器の負荷側に接続される変圧器の定格容量(kVA)(1の変圧器で5kVA未満のものを除く。)の和に、次表の係数を乗じて算定すること。ただし、2以上の設置場所(専用不燃区画)に分散して設けた場合は、当該設置場所ごとに算定する。 <table><tr><th>変圧器の定格容量の合計(kVA)</th><th>係数</th></tr><tr><td>500未満</td><td>0.80</td></tr><tr><td>500以上1,000未満</td><td>0.75</td></tr><tr><td>1,000以上</td><td>0.70</td></tr></table> ※主変圧器がある場合で、当該変圧器の二次側に接続される変圧器は算定から除く。 ※コンデンサは算定から除く。	変圧器の定格容量の合計(kVA)	係数	500未満	0.80	500以上1,000未満	0.75	1,000以上	0.70
変圧器の定格容量の合計(kVA)	係数								
500未満	0.80								
500以上1,000未満	0.75								
1,000以上	0.70								
(1) 水が浸入し、又は浸透するおそれのない位置に設けること。	1 変電設備を設置する室には、当該設備と直接関係のない水管、蒸気管、マンホール等を設けないこと。 2 1のほか、水の浸入又は浸透するおそれのある壁、床、天井等は、防水構造とすること。ただし、電気設備等の機器等に影響がないよう措置を講じた場合は、この限りでないこと。								
(2) 可燃性又は腐食性の蒸気又はガスが発生し、又は滞留するおそれのない位置に設けること。	「可燃性又は腐食性の蒸気又はガスが発生し、又は滞留するおそれのない位置」は、次の場所以外の場所であること。ただし、電気機器等に防爆措置を講じた場合は、この限りでないこと。 (1) 爆発性ガスが通常の状態(点検、修繕等において漏えい等のおそれがある場合を含む。)で集積する場所 (2) 可燃性ガス又は可燃性液体を常時、密閉した状態で取り扱う場所で、誤操作、破損による漏えい等(安全対策が不十分であると認めるもの)のおそれがある場所 (3) 機械換気装置により、通常爆発性ガスの集積を防止している場所で、当該機械換気装置に異常、故障等が発生した場合に警報を発する機構がなく、爆発性ガスが集積するおそれがある場所 (4) 爆発性ガスが通常の状態で集積する場所に隣接する場合で、当該爆発性ガス集積室から変電設備を設置する室に爆発性ガスが流入するおそれがある場所								
(3) 変電設備(消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。)は、不燃材料で造った壁、柱、床及び天井(天井のない場合にあつては、はり又は屋根。以下同じ。)で区画され、かつ、窓及び出入口に防火戸を設ける室内に設けること。ただし、変電設備の周囲に有効な空間を保有する等防火上支障のない措置を講じた場合においては、この限りでない。	1 「不燃材料で造った壁、柱、床及び天井」は、それぞれの変電設備ごとに、下地を含め、不燃材料で造った専用不燃区画とすること。ただし、当該専用不燃区画が耐火構造で造られ、かつ、仕上げを準不燃材料とする場合(床にあつては、耐火構造で造り、直接プラスチックタイルを張る場合を含む。)は、この限りでないこと。 2 「窓及び出入口に防火戸」は、第3条第3項に規定するものと同様であること。(建築基準法第2条第9号の2ロに規定する防火戸であること。)※ 建築基準法第2条第9号の2ロ・常時閉鎖状態を保持して直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する防火戸をいうものであること。ただし、使用形態上常時閉鎖が困難な場合においては、火災により煙が発生した場合又は火災により温度が急激に上昇した場合のいずれかの場合に自動的に閉鎖する構造のものを設けることとして取り扱って差し支えないものであること。 3 平屋建て又は建築物の最上階に専用不燃区画を設ける場合、当該部分が延焼のおそれのある部分以外の部分であるときは、窓及び出入口を防火戸としないことができる。 4 専用不燃区画には、他の用途に供するガス管、油管、水管、換気ダクト(冷暖房用等のダクト等を含む。)を設けないこと。ただし、建築構造上やむを得ない場合で、次に掲げる措置を講じた水管及び換気ダクト(冷暖房用等のダクト等を含む。)は、この限りでないこと。 (1) 当該水管及び換気ダクトは、高压又は特別高压機器及び配線から水平距離0.5m以上離すこと。ただし、当該専用不燃区画を貫通する高压又は特高ケーブルで、必要な防火措置を講じた場合を除く。 (2) 当該水管及び換気ダクトをグラスウール又はモルタル等で10mm以上被覆する等結露防止及び延焼防止上有効な措置を講じること。 5 「変電設備の周囲に有効な空間を保有する等防火上支障のない措置」を講じる場合は、当該「有効な空間」が、常時、確保されているものであること。 6 「消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のもの」は、次のとおりのものであること。 (1) キュービクル式変電設備とは、変電設備その他の機器及び配線を一の箱(以下「外箱」という。)に収納したものをいうものであること。 (2) キュービクル式変電設備の外箱の材料は、鋼板又はこれと同等以上の防火性能を有するものとし、その板厚は1.6mm(屋外用のものは、2.3mm)以上とすること。ただし、コンクリート造又はこれと同等以上の防火性能を有する床に設けるものの床面部分については、この限りでない。 (3) 外箱の開口部(換気口又は換気設備の部分を除く。)は、防火設備を設けるものとし、網入りガラス入りの防火戸にあつては、当該網入りガラスを不燃材料で固定したものであること。 (4) 外箱は、床に容易に、かつ、堅固に固定できる構造のものであること。 (5) 電力需給用変成器、受電用遮断器、開閉器等の機器が外箱の底面から10cm以上離して収納できるものとすること。ただし、これと同等以上の防水措置を講じたものにあつては、この限りでない。 (6) 外箱には、次に掲げるもの(屋外に設けるキュービクル式変電設備にあつては、雨水等の浸入防止措置が講じられているものに限る。)以外のものを外部に露出して設けないこと。 ① 各種表示灯(カバーを難燃材料以上の防火性能を有する材料としたものに限る。)								
条例基準	細則								
	② 金属製のカバーを取り付けた配線用遮断器 ③ ヒューズ等に保護された電圧計 ④ 計器用変成器を介した電流計 ⑤ 切替スイッチ等のスイッチ類(難燃材料以上の防火性能を有する材料によるものに限る。) ⑥ 配線の引込み口及び引出し口 ⑦ (9)に規定する換気口及び換気装置 (7) 電力需給用変成器、受電用遮断器、変圧器等の機器は、外箱又は配電盤等に堅固に固定すること。 (8) 配線をキュービクルから引き出すための電線引出し口は、金属管又は金属製可とう電線管を容易に接続できるものであること。 (9) キュービクルには、次に掲げる条件に適合する換気装置を設けること。 ① 換気装置は、外箱の内部が著しく高温にならないよう空気の流通が十分に行えるものであること。 ② 自然換気口の開口部の面積の合計は、外箱の一の面について、当該面の面積の3分の1以下であること。 ③ 自然換気口によっては十分な換気が行えないものにあつては、機械式換気設備が設けられていること。 ④ 換気口には、金網、金属製がらり、防火ダンパーを設ける等の防火措置が講じられていること。 (10) 外箱には、直径10mmの丸棒が入るような穴又はすき間がないこと。また、配線の引込み口及び引出し口、換気口等も同様とする。								
(3の2) キュービクル式のものにあつては、建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。	「建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離」は、次表のとおりとすること。 <table><tr><th>保有距離を確保すべき部分</th><th>保有距離</th></tr><tr><td>前面又は操作面</td><td>1.0m以上</td></tr><tr><td>点検面</td><td>0.6m以上</td></tr><tr><td>換気面(前面、操作面又は点検面以外に換気口が設けられた場合に限る。)</td><td>0.2m以上</td></tr></table>	保有距離を確保すべき部分	保有距離	前面又は操作面	1.0m以上	点検面	0.6m以上	換気面(前面、操作面又は点検面以外に換気口が設けられた場合に限る。)	0.2m以上
保有距離を確保すべき部分	保有距離								
前面又は操作面	1.0m以上								
点検面	0.6m以上								
換気面(前面、操作面又は点検面以外に換気口が設けられた場合に限る。)	0.2m以上								

(3の3) 第3号の壁等をダクト、ケーブル等が貫通する部分には、すき間を不燃材料で埋める等火災予防上有効な措置を講ずること。	1 「すき間を不燃材料で埋める等火災予防上有効な措置」は、ロックウール、モルタル、防火シール材又は耐火パテ等による充填とすること。 2 1のほか、一般財団法人日本建築センター「ケーブル配線の防火区画貫通部の防火措置工法」による性能評定合格品による工法によることができるものであること。								
(4) 屋外に通ずる有効な換気設備を設けること。	1 ダクト又は換気口が第3号に規定する専用不燃区画を貫通する場合は、当該部分に火災による煙又は熱により自動的に閉鎖する構造の防火ダンパー（建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備のうち、火災の煙又は熱により自動的に閉鎖する防火ダンパーをいう。）を設けること。（ダクトを共用している場合も当該換気口には防火ダンパーを設けること。）ただし、次の全てに該当する場合は、防火ダンパーを設置しないことができること。 (1) 専用のダクトであること。 (2) ダクト及び換気口の材質が1.6mm以上の鋼板で造られたものであること。 (3) 火災時に容易に脱落しないよう、堅固に固定されていること。 (4) 換気口の位置が、延焼のおそれのある部分以外の部分に設けられていること。 2 変電設備の専用不燃区画内の温度が40℃を超えるおそれがある場合の換気設備は、次に掲げる基準によること。 (1) 換気口は、屋外に直接通じる構造とすること。 (2) 一の換気口の大きさは、400㎤以下とし、当該専用不燃区画の一の面に設ける換気口は二以下又は800㎤以下とすること。ただし、次の場合は、一の換気口の大きさはを400㎤以上とすることができること。 ア 換気口に防火ダンパーを設けた場合 イ 平屋建て又は建築物の最上階に設けた換気口で、延焼のおそれのある部分以外の部分に設ける場合 (3) ダクトを使用しない換気口を設ける場合は、雨等が進入しない構造で、屋外に面した位置とすること。ただし、油入機器を使用する変電設備以外の変電設備で、廊下又は避難階段等に面しない部分で、かつ、延焼のおそれが著しく少ないと認められる場所に設ける場合は、この限りでない。 (4) 換気口は、直径10mmの丸棒が入らないようガラリ又はパンチングメタル等の防護措置を講じること。ただし、機械換気装置の停止時に自動的に開口部を閉鎖できるものは、この限りでない。								
(5) 見やすい箇所に変電設備である旨を表示した標識を設けること。	「標識」は、火災予防条例施行規則別表第2によること。								
(6) 変電設備のある室内には、係員以外の者をみだりに出入させないこと。	見やすい箇所に「係員以外の者をみだりに出入させない」旨表示するよう努めること。								
(7) 変電設備のある室内は、常に、整理及び清掃に努めるとともに、油ぼろその他の可燃物をみだりに放置しないこと。									
(8) 定格電流の範囲内で使用すること。									
(9) 必要な知識及び技能を有する者として消防長が指定する者に必要に応じ設備の各部分の点検及び絶縁抵抗等の測定試験を行わせ、不良箇所を発見したときは、直ちに補修させるとともに、その結果を記録し、かつ、保存すること。	規程第6条によること。								
(10) 変圧器、コンデンサーその他の機器及び配線は、堅固に床、壁、支柱等に固定すること。									
2 屋外に設ける変電設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又はおおわれた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。	1 「建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離」は、次表のとおりとすること。 <table><tr><th>保有距離を確保すべき部分</th><th>保有距離</th></tr><tr><td>前面又は操作面</td><td>1.0m以上</td></tr><tr><td>点検面</td><td>0.6m以上</td></tr><tr><td>換気面(前面、操作面又は点検面以外に換気口が設けられた場合に限る。)</td><td>0.2m以上</td></tr></table> 2 「消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のもの」は、前項第3号の細則中、6によること。	保有距離を確保すべき部分	保有距離	前面又は操作面	1.0m以上	点検面	0.6m以上	換気面(前面、操作面又は点検面以外に換気口が設けられた場合に限る。)	0.2m以上
保有距離を確保すべき部分	保有距離								
前面又は操作面	1.0m以上								
点検面	0.6m以上								
換気面(前面、操作面又は点検面以外に換気口が設けられた場合に限る。)	0.2m以上								
3 前項に規定するもののほか、屋外に設ける変電設備(柱上及び道路上に設ける電気事業者用のものを除く。)の位置、構造及び管理の基準については、第1項第3号の2及び第5号から第10号までの規定を準用する。									

条例基準	細則
(急速充電設備) 第 1 1 条の 2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて充電する設備（全出力 2 0 キロワット以下のものを除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあつては充電ポストを含む。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。	1 「電気を設備内部で変圧して」とは、急速充電設備内部で変圧器を使用して昇圧するもののほか、変圧器以外の電子機器を使用して急速充電設備内部で昇圧するもの全てを含むものであること。 2 給油取扱所に急速充電設備を設置する場合の取扱いについては、本細則によるほか、消防庁危険物保安室長から発出された「給油取扱所に電気自動車用急速充電設備を設置する場合における技術上の基準の運用について」（平成 2 4 年 3 月 1 6 日消防危第 7 7 号）によられたいこと。 3 消防法施行令第 1 3 条第 1 項及び消防法施行規則第 6 条第 4 項の適用に際しては、急速充電設備はこれらに規定される「その他これらに類する電気設備」に該当すること。 4 分離型の急速充電設備について、消防法施行令（昭和 3 6 年政令第 3 7 号） 第 1 3 条第 1 項及び消防法施行規則（昭和 3 6 年自治省令第 6 号） 第 6 条第 4 項に定める電気設備が設置されている部分の床面積の算定に当たり、「その他これらに類する電気設備」に該当するのは設備本体のみであり、 充電ポスト部分の床面積を含める必要はないこと。
(1) 急速充電設備（全出力 5 0 キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあっては、建築物から 3 メートル以上の距離を保つこと。ただし、次に掲げるものにあっては、この限りでない。 ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの イ 分離型のものにあっては、充電ポスト	「消防長が認める延焼を防止するための措置」については、外部からの火災により、急速充電設備が延焼の媒体となることを防止するための措置であり、消防長が認めるに当たっての判断基準については、次の(1)から(5)までを満たすものが考えられること。 (1) きょう体は、不燃の金属材料で厚さがステンレス鋼板で 2. 0 mm 以上、または鋼板で 2. 3 mm 以上であること。 (2) 安全装置（漏電遮断器）が設置されていること。 (3) きょう体の体積 1 立方メートルに対する内蔵可燃物量（電装基盤等の可燃物の量）が約 1 2 2 キログラム以下であること。 (4) 蓄電池が内蔵されていないこと。 (5) 太陽光発電設備が接続されていないこと。
(2) そのきょう体は不燃性の金属材料で造ること。ただし、分離型のものの充電ポストにあっては、この限りではない。	急速充電設備は金属板で覆ったきょう体に収容すること。
(3) 堅固に床、壁、支柱等に固定すること。	
(4) そのきょう体は雨水等の浸入防止の措置を講ずること。	「雨水等の浸入防止の措置」について、きょう体にあっては I P 3 3 以上の保護等級（JIS C 0920「電気機械器具の外郭による保護等級（I P コード）」参照。）を確保していること。
(5) 充電を開始する前に、急速充電設備と電気自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。	
(6) コネクタと電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。	
(7) コネクタが電気自動車等に接続され、電圧が印加されている場合には、当該コネクタが当該電気自動車等から外れないようにする措置を講ずること。	
(8) 漏電、地絡及び制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、漏電、地絡又は制御機能の異常を検地した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。	
(9) 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。	
(10) 異常な高温とならないこと。また、異常な高温となつた場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。	「異常な高温」とは、「過電流等による発熱を温度センサーが検知し、急速充電設備が充電を停止する温度」を想定していること。
(11) 急速充電設備を手動で緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたときに、速やかに操作することができる箇所に設けること。	「速やかに操作することができる箇所」とは、一体型の場合は設備本体、分離型の場合はコネクタや充電ポスト等に設けること。
(12) 急速充電設備と電気自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。	
(13) コネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクタに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。	1 「操作に伴う不時の落下を防止する措置」とは、具体的には、充電用ケーブル部を保持する補助器具や、車両付近にコネクタを保持できる補助器具等の設置が想定されるものであること。 2 「十分な強度」とは、操作に伴う不時の落下等による衝撃に十分耐えうる強度であり、具体的には急速充電設備のコネクタに係る規格（ChadeMO 規格、UL 規格等）に適合しているものを想定していること。
(14) 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基盤等の機器に影響を与えない構造とすること。また、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。	1 「漏れた液体が内部基盤等の機器に影響を与えない構造」とは、具体的には、絶縁性を有する冷却液を用いたものや、液冷機構を内部基盤等より低い位置に配置したもの等が想定されるものであること。 2 「流量の異常」とは、冷却液が漏れること等により、流量が減少した状態を想定していること。 3 「温度の異常」とは、冷却液が漏れること等により、充電用ケーブルが過熱し、冷却液の温度が上昇した状態を想定していること。 4 充電用ケーブルを冷却するために用いる液体は、可燃性のないものを使用することが望ましいこと。
(15) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。	複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有する急速充電設備については、出力の切替えに係る開閉器が熱により固着すること等によって、電気自動車等の電池が短絡し、配線や充電用ケーブルの焼損等が生じるおそれがあることから、開閉器の異常を検知した場合、急速充電設備を停止させる措置を講じる必要があること。
(16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）について次に掲げる措置を講ずること。 ア 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。 イ 異常な高温とならないこと。	1 「主として保安のために設けるもの」とは、停電時等に電気自動車等とコネクタの接続部分の制御を行うものなど、設備の安全装置を維持するために設ける蓄電池が該当するものであること。 2 蓄電池を内蔵する急速充電設備については、全出力の拡大に伴い、蓄電池の容量も増加する傾向にあることから、当該蓄電池について、火災予防上必要とされる基準を定めたこと。 (1) 蓄電池の基準 ア リチウムイオン蓄電池であり、かつ、日本産業規格（産業標準化法（昭和 2 4 年法律第 1 8 5 号） 第 2 0 条第 1 項の日本産業規格をいう。） JIS C 8715 - 2（産業用リチウム二次電池の単電池及び電池システム

条例基準	細則																									
ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。 エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。	第2部：安全性要求事項）に適合するものであること。 イ 電気自動車駆動用蓄電池を急速充電設備用蓄電池として再利用（リユース）する場合は、客観的評価により安全性が確認されたものであること。 (2) その他蓄電池に関する事項 ア 「異常な低温」については、低温化において、蓄電池の充電を行った場合、蓄電池の電極に折出する金属リチウムにより蓄電池内部で短絡が発生するおそれがあることから、「蓄電池の仕様書等に記載された使用温度範囲を下回る温度」を想定していること。 イ 「制御機能」とは蓄電池が過充電、過電流、過放電、温度異常等の際に電流を制御する電子システム（BMS：バッテリーマネージメントシステム）のことであること。																									
(17) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。																										
(18) 急速充電設備の周囲は、換気、点検及び整備に支障のないようにすること。																										
(19) 急速充電設備の周囲は、常に、整理および清掃に努めるとともに、油ぼろその他の可燃物をみだりに放置しないこと。																										
2 前項に規定するもののほか、急速充電設備の位置、構造及び管理の基準については、前条第1項第2号、第5号、第8号及び第9号の規定を準用する。	前条第1項 (2) 可燃性又は腐食性の蒸気又はガスが発生し、又は滞留するおそれのない位置に設けること。 (5) 見やすい箇所に変電設備である旨を表示した標識を設けること。 (8) 定格電流の範囲内で使用すること。 (9) 必要な知識及び技能を有する者として消防長が指定するものに必要に応じ設備の各部分の点検及び絶縁抵抗等の測定試験を行わせ、不良箇所を発見したときは、直ちに補修させるとともに、その結果を記録し、かつ、保存すること。 点検について 日常的な外観点検等のほか、消耗品の劣化や充電ケーブルの磨耗等による事故を防止するため、定期的な点検を行い、その記録については一定期間保存すること。 なお、急速充電設備は、電気事業法上の「自家用電気工作物」又は「一般用電気工作物」に区分され、自家用電気工作物に該当する場合には、法令による自主保安業務（電気事業法第42条）及び保安監督者の選任義務（電気事業法第43条）があること。																									
(内燃機関を原動力とする発電設備) 第12条 屋内に設ける内燃機関を原動力とする発電設備の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。	1 本条は、次に掲げる発電設備については、適用しないものであること。 (1) 搬送用発電機 (2) 移送用発電機 (3) 容量5kVA未満の小容量のもの (4) 内燃機関を有しないもの（水力、火力、潮力発電及び電動発電等） 2 全出力の算定は、当該設備の定格容量（kVA）に発電機の力率を乗じて得た値の和により算定すること。ただし、2以上の設置場所（専用不燃区画）に分散して設けた場合は、当該設置場所ごととする。																									
(1) 容易に点検することができる位置に設けること。	「容易に点検することができる位置」は、次表のとおり距離を保有すること。 <table><tr><th colspan="2">保有距離を確保すべき部分</th><th>保有距離</th></tr><tr><td rowspan="2">発電機及び 内燃機関</td><td>周囲</td><td>0.6m以上</td></tr><tr><td>相互間</td><td>1.0m以上</td></tr><tr><td rowspan="2">燃料電池本体</td><td>周囲</td><td>0.6m以上</td></tr><tr><td>相互間</td><td>1.0m以上</td></tr><tr><td rowspan="2">改質機</td><td>周囲</td><td>0.6m以上</td></tr><tr><td>相互間</td><td>1.0m以上</td></tr><tr><td rowspan="3">換気盤</td><td>操作を行う面</td><td>1.0m以上。ただし、操作を行う面が相互に面する場合は、1.2m以上</td></tr><tr><td>点検を行う面</td><td>0.6m以上。ただし、点検に支障とならない部分については、この限りでない。</td></tr><tr><td>換気口を有する面</td><td>0.2m以上</td></tr></table>	保有距離を確保すべき部分		保有距離	発電機及び 内燃機関	周囲	0.6m以上	相互間	1.0m以上	燃料電池本体	周囲	0.6m以上	相互間	1.0m以上	改質機	周囲	0.6m以上	相互間	1.0m以上	換気盤	操作を行う面	1.0m以上。ただし、操作を行う面が相互に面する場合は、1.2m以上	点検を行う面	0.6m以上。ただし、点検に支障とならない部分については、この限りでない。	換気口を有する面	0.2m以上
保有距離を確保すべき部分		保有距離																								
発電機及び 内燃機関	周囲	0.6m以上																								
	相互間	1.0m以上																								
燃料電池本体	周囲	0.6m以上																								
	相互間	1.0m以上																								
改質機	周囲	0.6m以上																								
	相互間	1.0m以上																								
換気盤	操作を行う面	1.0m以上。ただし、操作を行う面が相互に面する場合は、1.2m以上																								
	点検を行う面	0.6m以上。ただし、点検に支障とならない部分については、この限りでない。																								
	換気口を有する面	0.2m以上																								
(2) 防振のための措置を講じた床上又は台上に設けること。	ガスタービン等振動の少ないものは、防振の措置を講じないことができること。																									
(3) 排気筒は、防火上有効な構造とすること。	1 「防火上有効な構造」は、次のとおりとすること。 (1) 排気筒の遮熱材料は、不燃材料とすること。 (2) 排気筒と他の可燃物を接触させないこと。 (3) 排気口は、排気ガスの熱により燃焼するおそれのある可燃物の付近に設けないこと。 2 前1のほか、排気系統の配管、煙突等から可燃物までの距離等は、第17条の2によること。																									
(4) 発電機、燃料タンクその他の機器は、堅固に床、壁、支柱等に固定すること。																										
2 前項に規定するもののほか、屋内に設ける内燃機関を原動力とする発電設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第17号及び第18号の3並びに第11条第1項の規定を準用する。この場合において、第3条第1項第17号ウ中「たき口」とあるのは、「内燃機関」と読み替えるものとする。	キュービクル式発電設備は、次によること。 (1) キュービクル式発電設備とは、内燃機関及び発電機並びに燃料タンク等の附属設備、運転に必要な制御装置、保安装置等及び配線を一の箱に収納したものをいうものであること。 (2) キュービクル式発電設備の外箱の材料は、鋼板又はこれと同等以上の防火性能を有するものとし、その板厚は1.6mm（屋外用のものは、2.3mm）以上とすること。ただし、コンクリート造又はこれと同等以上の防火性能を有する床に設けるものの床面部分については、この限りでない。 (3) 外箱の開口部（換気口又は換気設備の部分を除く。）には、防火設備を設けるものとし、網入りガラス入りの防火戸にあつては、当該網入りガラスを不燃材料で固定したものであること。 (4) 外箱は、床に容易、かつ、堅固に固定できる構造のものであること。 (5) 内燃機関、発電機、制御装置等の機器が外箱の底面から10cm以上離して収納できるものとする。ただし、これと同等以上の防水措置を講じたものにあつては、この限りでない。 (6) 外箱には、次に掲げるもの（屋外に設けるキュービクル式発電設備にあつては、雨水等の浸入防止措置が講じられているものに限る。）以外のものを外部に露出して設けないこと。 ① 各種表示灯（カバーを難燃材料以上の防火性能を有する材料としたものに限る。） ② 冷却水の出し入れ口及び各種水抜き管 ③ 燃料の出し入れ口																									

	④ 配線の引出し口 ⑤ (13)に規定する換気口及び換気装置 ⑥ 内燃機関の排気筒及び排気消音器 ⑦ 内燃機関の息抜き管 ⑧ 始動用空気管の出し入れ口 (7) 屋外に通じる有効な排気筒及び消音器を容易に取り付けられるものであること。 (8) 内燃機関及び発電機を収納する部分は、不燃材料で区画し、遮音措置を講じたものであること。 (9) 内燃機関及び発電機は、防振ゴム等振動吸収装置の上に設けたものであること。 (10) 電線等は、内燃機関から発生する熱の影響を受けないように断熱処理を行うとともに固定すること。 (11) 配線をキュービクルから引き出すための電線引出し口は、金属管又は金属製可とう電線管を容易に接続できるものであること。 (12) キュービクルには、次に掲げる条件に適合する換気装置を設けること。 ① 換気装置は、外箱の内部が著しく高温にならないよう空気の流通が十分に行えるものであること。 ② 自然換気口の開口部の面積の合計は、外箱の一の面について、当該面の面積の3分の1以下であること。 ③ 自然換気口によっては十分な換気が行えないものにあつては、機械式換気設備が設けられていること。 ④ 換気口には、金網、金属製がらり、防火ダンパーを設ける等の防火措置が講じられていること。 (13) 外箱には、直径10mmの丸棒が入るような穴又はすき間がないこと。また、配線の引出し口、換気口等も同様とする。															
3 屋外に設ける内燃機関を原動力とする発電設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第17号及び第18号の3、前条第1項第3号の2及び第5号から第10号まで並びに第2項並びに本条第1項の規定を準用する。この場合において、第3条第1項第17号ウ中「たき口」とあるのは、「内燃機関」と読み替えるものとする。	前条第2項を準用する場合のキュービクル式発電設備は、前項の細則によること。															
4 前項の規定にかかわらず、屋外に設ける気体燃料を使用するピストン式内燃機関を原動力とする発電設備であつて出力10キロワット未満のもののうち、次の各号に掲げる基準に適合する鋼板（板厚が0.8ミリメートル以上のものに限る。）製の外箱に収納されているものの位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号（アを除く。）及び第18号の3、前条第1項第7号、第8号及び第10号並びに本条第1項第2号から第4号までの規定を準用する。																
(1) 断熱材又は防音材を使用する場合は、難燃性のものを使用すること。																
(2) 換気口は、外箱の内部の温度が過度に上昇しないように有効な換気を行うことができるものとし、かつ、雨水等の浸入防止の措置が講じられているものであること。																
5 前各項に規定するもののほか、内燃機関を原動力とする発電設備の構造の基準については、発電用火力設備に関する技術基準を定める省令第27条の規定の例による。																
（蓄電池設備） 第13条 蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放型鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。	1 7号告示第2及び同等以上の出火防止措置が定められた標準規格は以下の例を参考とすること。<table><tr><th>標準規格</th><th>対象</th><th>備考</th></tr><tr><td>JIS C8715-2</td><td>リチウムイオン蓄電池</td><td>7号告示第2</td></tr><tr><td>JIS C63115-2</td><td>ニッケル水素蓄電池</td><td>7号告示第2</td></tr><tr><td>IEC 62619</td><td>リチウムイオン蓄電池</td><td>同等以上の出火防止措置</td></tr><tr><td>IEC 63115-2</td><td>ニッケル水素蓄電池</td><td>同等以上の出火防止措置</td></tr></table> 2 消防用設備等の非常電源として使用する場合は、蓄電池の総容量が20キロワット時に満たない場合であっても、本条の規定又は本条の規定の例により設置すること。 3 2以上の設置場所（専用不燃区画）に分散して設けた場合は、当該設置場所ごとに算定すること。 ※陰極吸収式シール形蓄電池にあつては、一の装置入力が5kVA未満、かつ、蓄電池容量が1,000Ah・セル未満のものを除く。 4 「耐酸性の床上又は台上に、転倒しないように設け」るための基準は、次によること。 (1) 直射日光に当たる場所を避けるか、遮光措置を講じること。 (2) 温度変化の少ない場所に設けること。 (3) 振動、じんあいの少ない場所に設けること。 5 「開放形鉛蓄電池」とは、使用中に補水を必要とする構造の鉛蓄電池が該当し、一般にベント式と呼ばれるものであること。	標準規格	対象	備考	JIS C8715-2	リチウムイオン蓄電池	7号告示第2	JIS C63115-2	ニッケル水素蓄電池	7号告示第2	IEC 62619	リチウムイオン蓄電池	同等以上の出火防止措置	IEC 63115-2	ニッケル水素蓄電池	同等以上の出火防止措置
標準規格	対象	備考														
JIS C8715-2	リチウムイオン蓄電池	7号告示第2														
JIS C63115-2	ニッケル水素蓄電池	7号告示第2														
IEC 62619	リチウムイオン蓄電池	同等以上の出火防止措置														
IEC 63115-2	ニッケル水素蓄電池	同等以上の出火防止措置														

2

前項に規定するもののほか、屋内に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第10条第4号並びに第11条第1項第1号、第3号から第6号まで及び第9号の規定を準用する。

1

キュービクル式蓄電池設備は、次によること。

1

キュービクル式蓄電池設備とは、蓄電池並びに充電装置、逆変換装置、出力用過電流遮断器等及び配線を一の箱に収納したものをいうものであること。

2

キュービクル式蓄電池設備の外箱の材料は、鋼板又はこれと同等以上の防火性能を有するものとし、その板厚は1.6mm（屋外用のものは、2.3mm）以上とすること。ただし、コンクリート造又はこれと同等以上の防火性能を有する床に設けるものの床面部分については、この限りでない。

3

外箱の開口部（換気口又は換気設備の部分を除く。）には、甲種防火戸又は乙種防火戸を設けるものとし、網入りガラス入りの乙種防火戸にあつては、当該網入りガラスを不燃材料で固定したものであること。

4

外箱は、床に容易、かつ、堅固に固定できる構造のものであること。

5

蓄電池、充電装置等の機器が外箱の底面から10cm以上離して収納できるものとする。ただし、これと同等以上の防水措置を講じたものにあつては、この限りでない。

6

外箱には、次に掲げるもの（屋外に設けるキュービクル式蓄電池設備にあつては、雨水等の浸入防止措置が講じられているものに限る。）以外のものを外部に露出して設けないこと。

① 各種表示灯（カバーを難燃材料以上の防火性能を有する材料としたものに限る。）

② 金属製のカバーを取り付けた配線用遮断器

③ 切替スイッチ等のスイッチ類（難燃材料以上の防火性能を有する材料によるものに限る。）

④ 電流計、周波数計及びヒューズ等に保護された電圧計

⑤ (11)に規定する換気口及び換気装置

⑥ 配線の引込み口及び引出し口

7

鉛蓄電池を収納するものにあつては、キュービクル内の当該鉛蓄電池の存する部分の内部に耐酸性能を有する塗装が施されていること。ただし、シール形蓄電池を収納するものにあつては、この限りでない。

8

キュービクルの内部において、蓄電池を収納する部分と他の部分とを不燃材料で区画すること。

9

充電装置と蓄電池を区分する配線用遮断器を設けること。

10

蓄電池の充電状況を点検できる自動復帰形又は切替形の点検スイッチを設けること。

11

キュービクルには、次に掲げる条件に適合する換気装置を設けること。ただし、換気装置を設けなくても温度上昇及び爆発性ガスの滞留のおそれのないものにあつては、この限りでない。

① 自然換気口の開口部の面積の合計は、外箱の一の面について、蓄電池を収納する部分にあつては当該面の面積の3分の1以下、充電装置等を収納する部分にあつては当該面の面積の3分の2以下であること。

② 自然換気口によっては十分な換気が行えないものにあつては、機械式換気設備が設けられていること。

③ 換気口には、金網、金属製がらり、防火ダンパーを設ける等の防火措置が講じられていること。

12

外箱には、直径10mmの丸棒が入るような穴又はすき間がないこと。また、配線の引込み口及び引出し口、換気口等も同様とする。

2

準用する各規定のほか、次によること。

1

屋外に通じる有効な換気設備を設けること。この場合、可燃性ガスを放出するものにあつては、強制換気を原則とし、換気量は次式によること。

$$V = \frac{t \cdot g \cdot s \cdot n \cdot I}{1000}$$

V：換気量（m³/h）

t：希釈量100／3.8 ≒ 26

g：充電された電池にセルあたり1Ahを流したときに発生するガス量（ℓ） ※0℃1気圧のとき約0.42ℓ

s：安全係数5

n：単位電槽の数量（セル数）

I：充電電流0.1C（Cは公称容量）

又はV≒ $\frac{55 \cdot n \cdot I}{1000}$

2

保有距離については、次表のとおりとすること。

保有距離を確保すべき部分		保有距離
充電装置	点検を行う面	1.0m以上
	列の相互間	0.6m以上
	その他の面	0.2m以上
蓄電池	操作を行う面	0.6m以上
	点検を行う面	0.6m以上。ただし、架台等に設ける場合で蓄電池の上端の高さが床面から1.6mを超えるものにあつては、1.0m以上
	換気口を有する面	0.6m以上。ただし、単位電槽相互間を除く。

3

第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の耐火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなくてはならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

4

前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第10条第4号、第11条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに第11条の2第1項第4号の規定を準用する。

（ネオン管灯設備）

第14条

ネオン管灯設備の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

1

ネオン管灯設備とは、広告、宣伝、照明等の目的でネオン変圧器により変圧し、ネオン管を点灯する設備をい、ネオン管、変圧器及びその他の付属設備で構成されたものをいう。

2

設備容量の算定は、一のネオン管灯設備に設けた変圧器の定格容量（kVA）の和とすること。ただし、同一防火対象物に2以上のネオン管灯設備を設置する場合で、設置しようとする者が同一である場合は、一のネオン管灯設備として容量を算定することができる。

3

本条の適用は、管灯回路の使用電圧が、1000Vを超える放電灯であつて放電管にネオン放電管を使用したものを対象とする。

1

「低圧側」とは、ネオン変圧器の一次側をい、通常100V又は200Vであること。

ともに、不燃材料で造つた覆いを設けること。ただし、無接点継電器を使用するものにあつてはこの限りでない。										
(2) 変圧器を雨のかかる場所に設ける場合にあつては、屋外用のものを選び、導線引き出し部が下向きとなるように設けること。ただし、雨水の浸透を防止するために有効な措置を講じたときは、この限りでない。	1 変圧器用の金属製外箱は、屋外用にあつては0. 6mm以上、屋内用にあつては0. 5mm以上の厚さの鋼板又はこれと同等以上のもので完全にさび止めをすること。 2 ネオン変圧器の導体引出部を上向き又は横向きに取り付けると、屋外用の変圧器であってもブッシング等の電線引出口から内部に浸水するおそれがあるため、導体引出部は下向きに取り付けること。									
(3) 支枠その他ネオン管灯に近接する取付け材には、木材（難燃合板を除く。）又は合成樹脂（不燃性及び難燃性のものを除く。）を用いないこと。	支枠、看板面、看板面の装飾品、チャンネル、文字面等の看板体及び看板体の支持物は、不燃性又は難燃性の防火性能を有するものとする。ただし、ネオン管、ネオン管の接続部、ネオン電線相互の接続部から1 mを超える部分の看板面にあつては、この限りではない。									
(4) 壁等を貫通する部分の碍管は、壁等に固定すること。										
(5) 電源の開閉器は、容易に操作しやすい位置に設けること。										
2 ネオン管灯設備の管理の基準については、第1 1条第1項第9号の規定を準用する。										
(舞台装置等の電気設備) 第1 5条 舞台装置若しくは展示装飾のために使用する電気設備又は工事、農事等のために一時的に使用する電気設備(以下「舞台装置等の電気設備」という。)の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。										
(1) 舞台装置又は展示装飾のために使用する電気設備は、次によること。										
ア 電灯は、可燃物を過熱するおそれのない位置に設けること。	「可燃物を過熱するおそれのない位置」の取扱いは、電灯、抵抗器等熱を発する電気設備器具等は、カーテン、どん帳、装飾品、木板等の可燃物に近接する位置に設けてはならないこと。									
イ 電灯の充電部分は、露出させないこと。	電灯の口金、受口、開閉器、接続器等の充電部分は露出していると、短絡、感電等の事故が発生するおそれがあるので、充電部の露出したもの、破損したもの等は使用しないこと。									
ウ 電灯又は配線は、著しく動揺し、又は脱落しないように取り付けること。	電灯又は配線等は動揺したり脱落したりするおそれがないように取り付けるとともに、配線等に過度の荷重、張力が加わらないようにすること。									
エ アークを発生する設備は、不燃材料で造ること。										
オ 一の電線を2以上の分岐回路に使用しないこと。	1 その他舞台装置又は展示装飾のための回路は他の回路と共用しないこと。 2 回路に専用の保安装置を設けること。 なお、屋外又は水気のある場所に設ける場合は、漏電しゃ断器等を付加すること。									
(2) 工事、農事等のために一時的に使用する電気設備は、次によること。										
ア 分電盤、電動機等は、雨雪、土砂等により障害を受けるおそれのない位置に設けること。										
イ 残置灯設備の電路には、専用の開閉器を設け、かつ、ヒューズを設ける等自動遮断の措置を講ずること。	漏電により火災、感電等の事故が生じるおそれがある場合は、回路に漏電しゃ断器等を設けること。									
2 舞台装置等の電気設備の管理の基準については、第1 1条第1項第7号から第1 0号までの規定を準用する。										
(避雷設備) 第1 6条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本産業規格に適合するものとしなければならない。										
2 避雷設備の管理については、第1 1条第1項第9号の規定を準用する。										
(水素ガスを充填する気球) 第1 7条 水素ガスを充填する気球の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。										
(1) 煙突その他火気を使用する施設の付近において掲揚し、又はけい留しないこと。	1 「その他火気を使用する施設」は、条例に規定する火気使用設備、火気使用器具のほか、喫煙所等の比較的小量の火気の使用を含むものであること。 また、電気設備のうち、スパーク、火花、炎等を発生するおそれのあるものについても、区画した室又は箱等に収納した場合を除き、これに含むものとする。 2 「煙突その他火気を使用する施設の付近」は、次のとおり取り扱うこと。 (1) 煙突その他火気を使用する施設（電気設備のうち、スパーク、火花、炎等を発生するおそれのあるものを除く。）から水平距離6 mの範囲 (2) 煙突その他火気を使用する施設（電気設備のうち、スパーク、火花、炎等を発生するおそれのあるものに限る。）から水平距離1 0 mの範囲。ただし、当該設備を区画した室又は箱等に収納した場合は、水平距離3 mの範囲とすることができる。									
(2) 建築物の屋上で掲揚しないこと。ただし、屋根が不燃材料で造つたろく屋根で、その最少幅員が気球の直径の2倍以上である場合においては、この限りでない。										
(3) 掲揚に際しては、掲揚網と周囲の建築物又は工作物との間に水平距離1 0メートル以上の空間を保有するとともに、掲揚網の固定箇所にかく等を設け、かつ、立入りを禁止する旨を標示すること。ただし、前号ただし書の規定により建築物の屋上で掲揚する場合においては、この限りでない。	掲揚する場合の距離は、次のとおりとすること。 <table><tr><th>保有距離 掲揚場所</th><th>掲揚網－周囲の建築物 又は工作物</th><th>気球 又は綱相互間の距離</th></tr><tr><td>屋外の空地</td><td>1 0 m以上</td><td>3 m以上</td></tr><tr><td>屋上</td><td>1. 5 m以上</td><td>3 m以上</td></tr></table>	保有距離 掲揚場所	掲揚網－周囲の建築物 又は工作物	気球 又は綱相互間の距離	屋外の空地	1 0 m以上	3 m以上	屋上	1. 5 m以上	3 m以上
保有距離 掲揚場所	掲揚網－周囲の建築物 又は工作物	気球 又は綱相互間の距離								
屋外の空地	1 0 m以上	3 m以上								
屋上	1. 5 m以上	3 m以上								
(4) 気球の容積は、1 5立方メートル以下とすること。ただし、観測又は実験のために使用する気球については、この限りでない。										
(5) 風圧又は摩擦に対し十分な強度を有する材料で造ること。	気球、掲揚網、係留網その他の附帯設備及び器具は、次のとおりとすること。 (1) 気球は以下のとおりとすること。 ① ビニール樹脂 厚さ0. 1 mm以上 ② ゴム引布 厚さ0. 2 5 mm以上 (2) 掲揚網は以下のとおりとすること。 ① 綿 太さ7 mm以上 ② 麻 太さ6 mm以上 ③ クレモナ 太さ5 mm以上 ④ ナイロン 太さ3 mm以上 ⑤ テトロン 太さ4 mm以上 (3) 係留網は以下のとおりとすること。 ① 綿 太さ8 mm以上									

	② 麻 太さ8mm以上 ③ クレモナ 太さ6mm以上 ④ ナイロン 太さ4mm以上 ⑤ テトロン 太さ5mm以上 (4) 附帯設備等は、摩擦、衝撃等による静電気が発生しない構造のものとすること。 (5) 係留する場合における附帯設備等は、摩擦、衝撃等による静電気が発生しない構造のものとし、以下に掲げるもののほか、安全に係留するために必要なものとすること。 ① 安全シート ② 覆網 ③ 覆網補強網 ④ 環
(6) 気球に付設する電飾は、気球から3メートル以上離れた位置に取り付け、かつ、充電部分が露出しない構造とすること。ただし、過熱又は火花が生じないように必要な措置を講じたときは、気球から1メートル以上離れた位置に取り付けることができる。	
(7) 前号の電飾に使用する電線は、断面積が0.75平方ミリメートル以上(文字網の部分に使用するものにあつては、0.5平方ミリメートル以上)のものをい、長さ1メートル以下(文字網の部分に使用するものにあつては、0.6メートル以下)ごと及び分岐点の付近において支持すること。	
(8) 気球の地表面に対する傾斜角度が45度以下となるような強風時においては、掲揚しないこと。	
(9) 水素ガスの充填又は放出については、次によること。	
ア 屋外の通風のよい場所で行なうこと。	
イ 操作者以外の者が近接しないように適当な措置を講ずること。	
ウ 電飾を付設するものにあつては、電源を遮断して行うこと。	
エ 摩擦又は衝撃を加える等粗暴な行為をしないこと。	
オ 水素ガスの充填に際しては、気球内に水素ガス又は空気が残存していないことを確めた後減圧器を使用して行なうこと。	
(10) 水素ガスが90容量パーセント以下となつた場合においては、詰替えを行なうこと。	
(11) 掲揚中又はけい留中においては、看視人を置くこと。ただし、建築物の屋上その他公衆の立ち入るおそれのない場所で掲揚し、又はけい留する場合にあつては、この限りでない。	
(12) 多数の者が集合している場所において運搬その他の取扱いを行わないこと。	

(火を使用する設備に附属する煙突)
第17条の2 火を使用する設備（燃料電池発電設備を除く。）に附属する煙突は、次に掲げる基準によらなければならない。

《細則》

1 煙突又は排気筒が必要な火気使用設備は、以下に掲げる以外のものとする。

(1) 燃焼排ガスを天蓋及び排気ダクト等により、屋外に排出することができる火気使用設備

(2) 煙突又は排気筒を設けなくも消防長又は消防署長が火災予防上支障がないものと認める火気使用設備

2 煙突と排気筒の区分は、次の分類によること。（建築基準法上の煙突と排気筒と異なるので注意すること。）

(1) 煙突は、固体燃料を使用する火気使用設備及び排気温度が260℃を超える液体又は気体燃料を使用する火気使用設備に設けるものをいう。

(2) 排気筒は、煙突を設置する必要がある火気使用設備以外に設けるものをいう。

3 煙突等の基準

(1) 煙突等の材料は、その燃料の種別、排気温度等に応じ、耐食性、耐熱性及び耐久性のある金属（JIS S 2080 燃焼機器用排気筒に定めるJIS G 4305 ステンレス鋼板又はこれと同等以上と認める耐熱性、耐食性及び耐久性がある材料とすること。）、れんが、石、コンクリートブロック等の材料とすること。

(2) 煙突等の接続は、ねじ接続、フランジ接続又は差込接続とし、気密性のある接続とすること。

(3) 煙突の先端は、屋根面等からの垂直距離を60cm以上とし、煙突にあつては、建築物の開口部から3m以上離すこと。（図1）

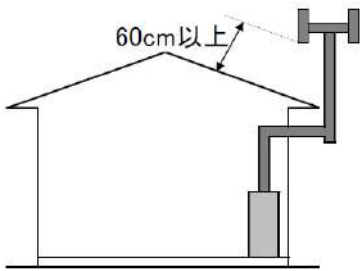


図1

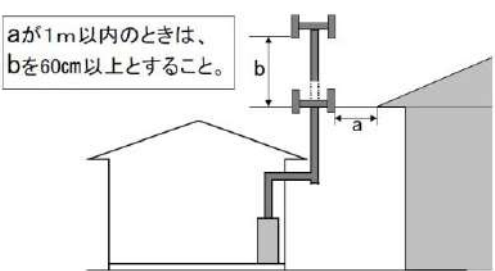


図2

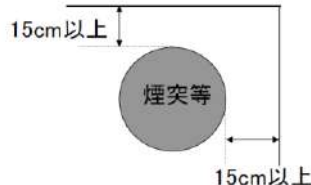
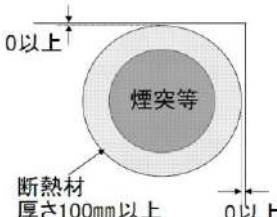
(4) 煙突等の高さは、その先端からの水平距離1m以内に建築物の軒がある場合においては、その軒から60cm以上高くすること。（図2）

(5) 煙突等は、小屋裏、天井裏、床裏等の隠ぺい部分への設置を避けること。（金属で造った煙突等を隠ぺい部分に設置する場合は、当該部分を金属以外の不燃材料で防火上有効に被覆すること。）

(6) 金属で造った煙突等は、木材その他の可燃物から15cm以上（火気使用設備から長さ1.8m以内にある煙突にあつては45cm以上）離して設けること（図3）。ただし、厚さ10cm以上の金属以外の不燃材料で被覆する部分については、この限りでない。

10 - 32



断熱施工なし	 15cm以上 煙突等 15cm以上
断熱施工をした場合	 0以上 煙突等 断熱材 厚さ100mm以上 0以上

(7) 可燃性の壁、床、天井等を貫通する場合は、めがね石をはめ込み、又は遮熱材料で有効に被覆すること。

※煙突が可燃性壁体を貫通する場合の措置

- ① 貫通部にめがね石を使用する場合は、図4のAを10cm以上とし、かつ、めがね石の厚さBは、貫通部壁体の厚さ以上の厚さとすること。
- ② 貫通部にめがね鉄板を使用する場合は、図5のCを貫通部からボイラーまでの煙突の長さが、1.8m以内の場合は45cm以上、1.8mを超える場合は、15cm以上とすること。この場合、めがね鉄板に煙突の荷重が加わらない構造とし、かつ、めがね鉄板を2枚以上用いての重ねせ又はたいこ張りとしないうこと。



- (8) 可燃性の壁、天井、小屋裏、天井裏、床裏等を貫通する部分及びその付近において接続しないこと。
- (9) 容易に点検及び清掃ができる構造とし、かつ、火粉を発生させるおそれのあるものには、有効な火粉飛散防止装置を設けること。
- (10) 逆風により燃焼の安全を確保できない燃焼装置のものには、逆風防止装置を設けること。

4 排気筒の緩和

(1) 排気筒の基準緩和1

前3の(3)又は(4)の規定は、次の①から③までに適合する排気筒にあつては適用しないこと。

- ① 排気筒が次の**a**又は**b**によるものであること。
- a** 燃焼廃ガス（以下「廃ガス」という。）を強制的に直凍屋外へ排出する構造であること。
- b** 直凍屋外から空気を取り入れ、かつ、廃ガスを直接屋外へ排出する構造であること。
- ② 廃ガスに火漚を含まないものであること。
- ③ 木材その他の可燃物との離隔距離が、次によるものであること。
- a** 排気筒の先端を下向きにした排気筒にあっては、その排気のための開口部の各点から側方に15cm以上、上方に30cm以上、下方に60cm以上確保されていること（図6）。



- b 防風板等を設けて、廃ガスが排気筒の全周にわたって吹き出すものとした構造で、かつ、廃ガスの吹出し方向が水平平面内にある排気筒の先端にあっては、その排気のための開口部の各点から側方及び上方に30cm以上、下方に15cm以上確保されていること（図7）。



- C 防風板等を設けて、廃ガスが排気筒の全周にわたって吹き出すものとした構造で、かつ、 廃ガスの吹出し方向が鉛直平面内にある排気筒の先端にあっては、その排気のための開口部 の各点から側方に15cm以上、上方に60cm以上、下方に15cm以上確保されていること（図8）。

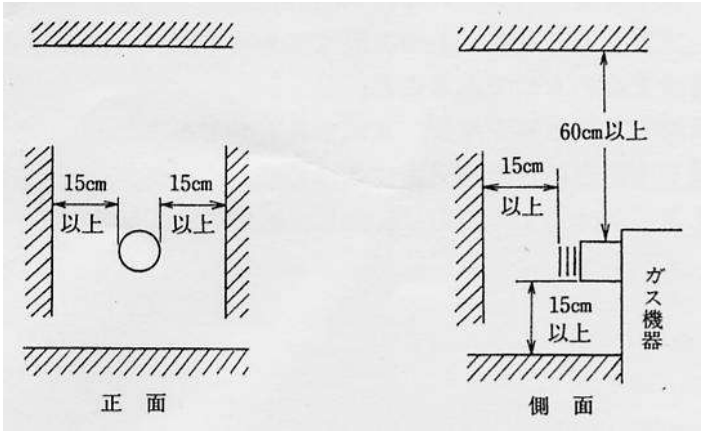


図8

(2) 排気筒の基準緩和2

前3、(7)の規定は次の①から④までのいずれかに適合する排気筒又は排気筒の部分にあつては適用しないこととなっている。

- ① 排気筒が、木材その他の可燃物から当該排気筒の半径以上離して設けられていること（図9）。
- ② 排気筒の外側に筒を設け、排気筒と筒との間に燃焼に必要な空気を屋外から有効に取り入れられる構造の排気筒の部分で防火上支障のないものであること（図10）。
- ③ 厚さが2cm以上の金属以外の特定不燃材料で有効に断熱された排気筒の部分であること（図11）。
- ④ 排気筒の外壁等の貫通部に特定不燃材料で造られためがね石等を防火上支障のないように設けた排気筒の部分であること（図12）。

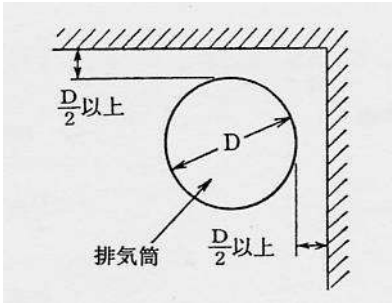


図9

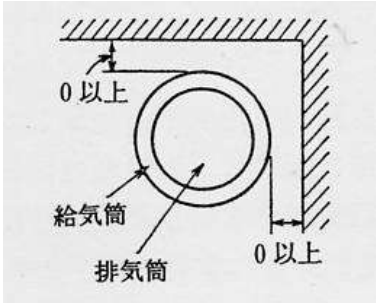


図10

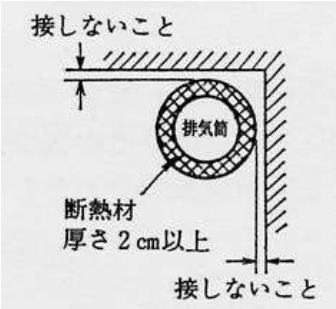


図11

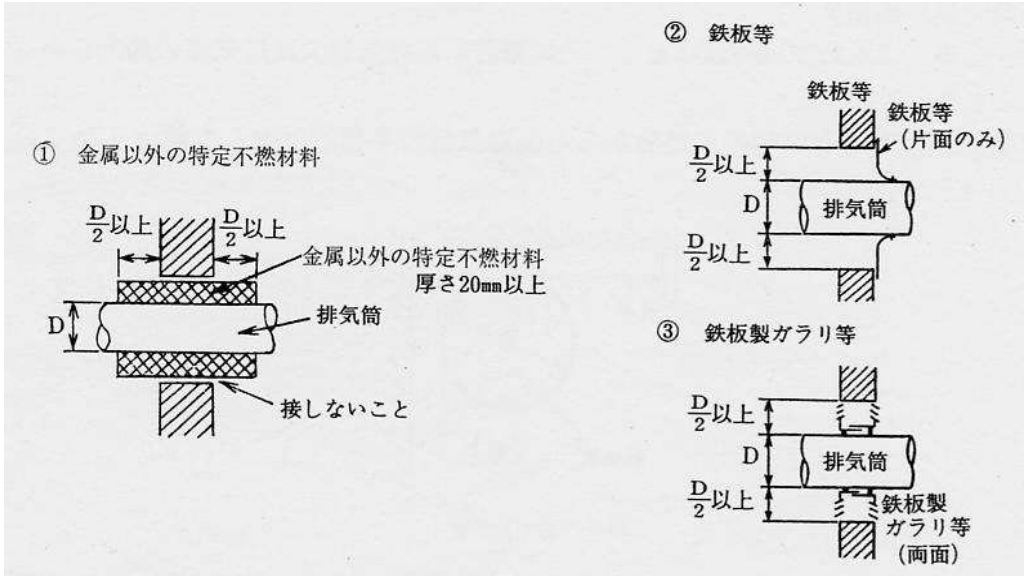


図12

条例基準	細則
(1) 構造又は材質に応じ、支わく、支線、腕金具等で固定すること。	
(2) 可燃性の壁、床、天井等を貫通する部分、小屋裏、天井裏、床裏等において接続する場合は、容易に離脱せず、かつ、燃焼排気が漏れない構造とすること。	可燃性の壁、天井、小屋裏、天井裏、床裏等を貫通する部分及びその付近において接続しないこと。
(3) 容易に清掃ができる構造とすること。	容易に点検及び清掃ができる構造とし、かつ、火粉を発生させるおそれのあるものには、有効な火粉飛散防止装置を設けること。
(4) 火粉を飛散するおそれのある設備に附属するものにあつては、火粉の飛散を防止するための有効な装置を設けること。	
(5) 前各号に規定するもののほか、煙突の基準については、建築基準法施行令第115条第1項第1号から第3号まで及び第2項の規定を準用する。	
(基準の特例) 第17条の3 この節の規定は、この節に掲げる設備について、消防長が、当該設備の位置、構造及び管理並びに周囲の状況から判断して、この節の規定による基準によらなくとも、火災予防上支障がないと認めるとき又は予想しない特殊の設備を用いることにより、この節の規定による基準による場合と同等以上の効力があると認めるときにおいては、適用しない。	
(液体燃料を使用する器具) 第18条 液体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。	液体燃料を使用する器具とは、使用用途上、固定設置を要さないもので、主に以下のものを対象とすること。 (1) 移動式ストーブ (2) 移動式こんろ
(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から次の各号に掲げる距離のうち、火災予防上安全な距離として消防長が認める距離以上の距離を保つこと。 ア 別表第3の左欄に掲げる種類等に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる距離 イ 対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離	第3条第1項第1号の細則によること。

別表第3（抜粋）

種類					離隔距離(cm)						
					入力		上方	側方	前方	後方	
移動式ストーブ	液体燃料	不燃以外	開放式	放射型		7kW以下	100	50	100	20	
				自然対流型		7kWを超え12kW以下	150	100	100	100	
						7kW以下	100	50	50	50	
				強制対流型		温風を前方向に吹き出すもの	12kW以下	100	15	100	15
						温風を全周方向に吹き出すもの	7kWを超え12kW以下		150	150	150
				7kW以下	100	100	100				
		不燃	開放式	放射型		7kW以下	80	30	—	5	
				自然対流型		7kWを超え12kW以下	120	100	—	100	
						7kW以下	80	30	—	30	
				強制対流型		温風を前方向に吹き出すもの	12kW以下	80	5	—	5
						7kWを超え12kW以下	150		150		
				温風を全周方向に吹き出すもの	7kW以下	100	100				
移動式こんろ	液体燃料	不燃以外			6kW以下	100	15	15	15		
		不燃				80	0	—	0		

(2) 可燃性のガス又は蒸気が滞留するおそれのない場所で使用すること。	第3条第1項第3号の細則によること。
(3) 地震等により容易に可燃物が落下するおそれのない場所で使用すること。	
(4) 地震等により容易に転倒又は落下するおそれのないような状態で使用すること。	
(5) 不燃性の床上又は台上で使用すること。	
(6) 故障し、又は破損したものを使用しないこと。	
(7) 本来の使用目的以外に使用する等不適当な使用をしないこと。	
(8) 本来の使用燃料以外の燃料を使用しないこと。	
(9) 器具の周囲は、常に、整理及び清掃に努めるとともに、燃料その他の可燃物をみだりに放置しないこと。	器具のうち、燃料配管に使用する可燃性ホースは、器具との接続部分をホースバンド等で締めつけるとともに、器具に応じた適正な長さとし、かつ、屋外の配管としては使用しないこと。
(9の2) 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して使用する場合にあつては、消火器の準備をした上で使用すること。	1 「祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催し」とは、一時的に一定の場所に人が集合することにより混雑が生じ、火災が発生した場合の危険性が高まる催しであって、一定の社会的広がりをもつものを指すものであること。したがって、集合する者の範囲が個人的つながりに留まる場合は対象外であること。 【対象外の例】 ・近親者によるバーベキュー ・幼稚園で父母が主催するもちつき大会 ・その他相互に面識がある者が参加する催しなど 2 消火器について (1) 消火器は、原則として対象火気器具等を取り扱う露店等ごとに、当該対象火気器具等を取り扱う者が、粉末ABC10型消火器を1本準備するものとする。ただし、対象火気器具等の使用実態（入力及び燃料種別、周囲の可燃物等）により、必要な能力単位に応じた消火器（住宅用消火器を除く。）の設置を指導しても差し支えないこと。また、複数の対象火気器具等に対して、初期消火を有効に行いうる場合は、共同して消火器を準備することも妨げないこと。 【使用実態に応じた必要な能力単位等の算出例】 火気器具の入力の合計39kW毎又は連続する露店等の設置面積の合計25㎡毎を1単位として必要本数を算出し、共同して準備する場合は、算出された本数を露店等の各部分から歩行距離20m以下ごとに設置する。 (2) この規定に定める消火器は、消防法第17条の3の3に規定する点検の義務はないが、腐食又は破損がある等不適切な消火器を準備していることが明らかになった場合には、適切な消火器を準備するよう指導を行う必要があること。
(10) 燃料漏れがないことを確認してから点火すること。	
(11) 使用中は、器具を移動させ、又は燃料を補給しないこと。	
(12) 漏れ、又はあふれた燃料を受けるための皿を設けること。	
(13) 必要な知識及び技能を有する者として消防長が指定するものに必要な点検及び整備を行わせ、火災予防上有効に保持すること。	
2 液体燃料を使用する移動式ストーブにあつては、前項に規定するもののほか、地震等により自動的に消火する装置又は自動的に燃料の供給を停止する装置を設けたものを使用しなければならない。	1 「自動的に消火する装置又は自動的に燃料の供給を停止する装置」は、JIS S 2019又はこれと同等と認められる性能を有するものであること。 2 移動式こんろについても1の装置又はこれと同等と認められる装置を設けたものとする。◆
(固体燃料を使用する器具) 第19条 固体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。	固体燃料を使用する器具とは、使用用途上、固定設置を要さないもので、主に以下のものを対象とすること。 (1) バーベキューコンロ (2) 七輪

別表第3（抜粋）

種類		離隔距離(cm)				
		入力	上方	側方	前方	後方
移動式ストーブ	固体燃料	—	100	50 注	50 注	50 注
移動式こんろ				30	30	30

注:方向性を有するものにあつては100cmとする。

(1) 火鉢にあつては、底部に、遮熱のため空間を設け、又は砂等を入れて使用すること。	
(2) 置ごたつにあつては、火入れ容器を金属以外の不燃材料で造った台上に置いて使用すること。	
2 前項に規定するもののほか、固体燃料を使用する器具の取扱いの基準については、前条第1項第1号から第9号の2ま	

での規定を準用する。	
(気体燃料を使用する器具) 第20条 気体燃料を使用する器具に接続する金属管以外の管は、その器具に応じた適当な長さとしなければならない。	気体燃料を使用する器具とは、使用用途上、固定設置を要さないもので、主に以下のものを対象とすること。 (1) 調理用器具 ア 卓上式こんろ イ グリル ウ オープン エ 炊飯器 オ 圧力調理器 (2) 移動式ストーブ

別表第3 (抜粋)

種類						離隔距離(cm)								
						入力	上方	側方	前方	後方				
移動式 ストーブ	気体燃料	不燃以外	開放式	バーナーが露出		前方放射型 全周放射型	7kW以下	100	30 100	100	4.5 100			
				バーナーが隠ぺい		自然対流型 強制対流型	7kW以下	100 4.5	4.5	4.5 注1 60	4.5			
		不燃	開放式	バーナーが露出		前方放射型 全周放射型	7kW以下	80	15 80	80	4.5 80			
				バーナーが隠ぺい		自然対流型 強制対流型	7kW以下	80 4.5	4.5	4.5 注1 60	4.5			
調理用器具	気体燃料	不燃以外	開放式	バーナーが露出		卓上型こんろ(1口) 卓上型こんろ(2口以上)・卓上型グリル付こんろ	5.8kW以下 14kW以下	100	15 15 注2	15	15 15 注2			
				バーナーが 隠ぺい	加熱部が開放	卓上型グリル	7kW以下	100	15	15	15			
					加熱部が 隠ぺい	卓上型オープン・グリル(フードを付けない場合) 卓上型オープン・グリル(フードを付ける場合)		7kW以下	50 15	4.5	4.5	4.5		
				炊飯器(炊飯容量4リットル以下) 圧力調理器(内容積10リットル以下)		4.7kW以下 —	30	10	10	10				
				不燃		開放式	バーナーが露出		卓上型こんろ(1口) 卓上型こんろ(2口以上)・卓上型グリル付こんろ	5.8kW以下 14kW以下	80	0	—	0
							バーナーが 隠ぺい	加熱部が開放	卓上型グリル	7kW以下	80	0	—	0
		加熱部が 隠ぺい	卓上型オープン・グリル(フードを付けない場合) 卓上型オープン・グリル(フードを付ける場合)		7kW以下			30 10	4.5	—	4.5			
			炊飯器(炊飯容量4リットル以下) 圧力調理器(内容積10リットル以下)		4.7kW以下 —			15						

注1:熱対流方向が一方向に集中する場合にあっては60cmとする。

注2:機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。

2 前項に規定するもののほか、気体燃料を使用する器具の取扱いの基準については、第18条第1項第1号から第10号までの規定を準用する。	
--	--

(電気を熱源とする器具) 第21条 電気を熱源とする器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。
--

別表第3 (抜粋)

種類					離隔距離(cm)				
					入力	上方	側方	前方	後方
電気温風機	電気	不燃以外			2kW以下	4. 5 注1	4. 5 注1	4. 5 注1	4. 5 注1
		不燃				0 注1	0 注1	— 注1	0 注1
電気調理用機器	電気	不燃以外	電気こんろ、電気レンジ、電磁誘導加熱式調理器(こんろ形態のものに限る。)	こんろ部分の全部又は一部が電磁誘導加熱式調理器でないもの	4. 8kW以下 (1口当たり2kWを超え3kW以下)	100	2	2	2
						—	20 注2	—	20 注2
						—	10 注3	—	10 注2
					4. 8kW以下 (1口当たり1kWを超え2kW以下)	100	2	2	2
						—	15 注2 10 注3	—	15 注2 10 注3
						4. 8kW以下 (1口当たり1kW以下)	100	2	2
		—	10 注2 注3	—	10 注2 注3				
		不燃	電気こんろ、電気レンジ、電磁誘導加熱式調理器(こんろ形態のものに限る。)	こんろ部分の全部が電磁誘導加熱式調理器のもの	5. 8kW以下 (1口当たり3.3kW以下)		100	2	2
						—	10 注3	—	10 注3
						4. 8kW以下 (1口当たり3kW以下)	80	0	—
					—		0 注2 注3	0 注2 注3	
					5. 8kW以下 (1口当たり3.3kW以下)		80	0	
—	0 注3					—	0 注3		
電気天火	電気	不燃以外		2kW以下		10	4. 5 注4	4. 5 注4	4. 5 注4
		不燃			—				
電子レンジ	電気	不燃以外	電熱装置を有するもの	2kW以下	10	4. 5 注4	4. 5 注4	4. 5 注4	
		不燃					—		

電気ストーブ	電気	不燃以外	前方放射型(壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	2kW以下	100	30	100	4.5
			全周放射型(壁取付式及び天井取付式のものを除く。)			100		100
			自然対流型(壁取付式及び天井取付式のものを除く。)			4.5		4.5
	電気	不燃	前方放射型(壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	2kW以下	80	15	—	4.5
			自然対流型(壁取付式及び天井取付式のものを除く。)			0		0
電気乾燥器	電気	不燃以外	食器乾燥器	1kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5
		不燃			0	0	—	0
電気乾燥機	電気	不燃以外	衣類乾燥機、食器乾燥機、食器洗い乾燥機	3kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5
		不燃			4.5 注5	0 注6	— 注6	0 注6
電気温水器	電気	不燃以外	温度過昇防止装置を有するもの	10kW以下	4.5	0	0	0
		不燃			0		—	

注1:温風の吹き出し方向にあつては60cmとする。

注2:機器本体上方の側方又は後方の離隔距離こんろ部分が電磁誘導加熱式調理器でない場合における発熱体の外周からの距離を示す。

注3:機器本体上方の側方又は後方の離隔距離こんろ部分が電磁誘導加熱式調理器の場合における発熱体の外周からの距離を示す。

注4:排気口面にあつては10cmとする。

注5:前面に排気口を有する機器にあつては0cmとする。

注6:排気口面にあつては4.5cmとする。

(1) 通電した状態でみだりに放置しないこと。									
(2) 安全装置は、みだりに取りはずし、又はその器具に不適合なものを取り替えないこと。									
2 前項に規定するもののほか、電気を熱源とする器具の取扱いの基準については、第18条第1項第1号から第7号まで及び第9号及び第9号の2の規定（器具の表面に可燃物が触れた場合に当該可燃物が発火するおそれのない器具にあつては、同項第2号及び第5号から第7号までの規定に限る。）を準用する。	1 電気を熱源とする調理用機器とグリスフィルターの離隔距離について (1) 電磁誘導加熱式調理器 電磁誘導加熱により煮物調理等の加熱・調理をするもので、なべ等を置くことができるもの。ただし、電磁誘導加熱装置の上に鉄板等を組み込み、その鉄板等を加熱することにより調理等を行うもの及び専用ポット付き電磁誘導加熱式小形自動湯沸器（ホテル等の客室等で使用される可搬形で湯沸し専用の電磁誘導加熱式調理器）を除く。 (2) 特定安全電磁誘導加熱式調理器 電磁誘導加熱式調理器（電気天火又は電子レンジとの複合品を含む。）のうち、次のアからキまでの火災安全対策が施されているもの。 ア 全ての電磁誘導加熱装置に、調理油が発火温度に達するおそれがあるときに加熱を停止又は低減する措置を講じていること。 イ アの機能を利用者が解除できるようにする場合には、利用者が明確な意図を持って操作する場合に限り解除できること。 ウ 小さい金属製のものを感知して加熱を行わないようにする機構を有すること。 エ 電磁誘導を開始するためのスイッチが押されたことを感覚的に判別できる措置を講じていること。 オ スwitchの誤投入防止のための措置を講じていること。 カ センサーの異常動作や樹線時に加熱を停止する措置を講じていること。 キ 次の(ア)から(ウ)までに掲げる事項がカタログ、リーフレット等に記載してあること。 (ア) 揚げ物をする際には、メーカーが指定するなべを用い油量を十分に確保して調理を行うこと。 (イ) 金属製のものを誤って加熱しないこと。 (ウ) 急激な温度上昇に伴う自然発火などの危険性に関すること。 (3) 油脂を含む蒸気を発生させるおそれのある調理用機器の上方に設置されるグリスフィルター等と発熱体等とは、次に掲げる火災予防上安全な距離を確保すること。 <table><tr><th>グリスフィルター</th><th>レンジフードファン付属のグリスフィルター(注1)</th><th>左記以外のもの</th></tr><tr><td>電気こんろ(注2) 電気レンジ(注2) 電磁誘導加熱式調理器(注2) (特定安全電磁誘導加熱式調理器を除く)</td><td>80cm以上</td><td rowspan="2">100cm以上</td></tr><tr><td>特定安全電磁誘導加熱式調理器(注2)</td><td>60cm以上(注3)</td></tr></table> (注1)「レンジフードファン」とは、電気用品安全法施行令別表第2・8(42)に規定する換気扇(厨房用)で機器の一部を天蓋とした風量15m³/min以下のものをいう。 (注2) 対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令(以下「対象火気省令」という。)別表第2に掲げる種別のものに限る。 (注3) 各住戸の厨房用ダクトが単独排気方式である場合に限り適用する。	グリスフィルター	レンジフードファン付属のグリスフィルター(注1)	左記以外のもの	電気こんろ(注2) 電気レンジ(注2) 電磁誘導加熱式調理器(注2) (特定安全電磁誘導加熱式調理器を除く)	80cm以上	100cm以上	特定安全電磁誘導加熱式調理器(注2)	60cm以上(注3)
グリスフィルター	レンジフードファン付属のグリスフィルター(注1)	左記以外のもの							
電気こんろ(注2) 電気レンジ(注2) 電磁誘導加熱式調理器(注2) (特定安全電磁誘導加熱式調理器を除く)	80cm以上	100cm以上							
特定安全電磁誘導加熱式調理器(注2)	60cm以上(注3)								
(使用に際し火災の発生のおそれのある器具) 第22条 火消つばその他使用に際し火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準については、第18条第1項第1号から第7号まで、及び第9号及び第9号の2の規定を準用する。									
(基準の特例) 第22条の2 この節の規定は、この節に掲げる器具について、消防長が、当該器具の取扱い及び周囲の状況から判断して、この節の規定による基準によらなくとも、火災予防上支障がないと認めたとき又は予想しない特殊の器具を用いることにより、この節の規定による基準による場合と同等以上の効力があると認めたときにおいては、適用しない。	1 火災発生危険及び延焼拡大危険等を総合的に判断すること。なお、処理にあたっては、判断材料とする資料を添付し塩谷広域行政組合文書取扱規程第13条により消防長決裁（予防課合議）にて処理するものとする。 2 基準の特例を承認する場合は、当該条例第44条各号に掲げる届出書の処理を以て承認するものとする。								